

# 第12編

建 築

# 第1章 建築指導

## 第1節 建築法制史と建築指導行政

### 1. 建築基準法

昭和25年に施行された建築基準法は、「国民の生命、健康及び財産の保護を図るための建築物の最低の基準」として、都市計画制限の「集団規定」と建築物の構造規定、防火規定、設備規定等の「単体規定」を定めた法律であり、都道府県知事や一部の市町村長の「特定行政庁」が事務を執行している。

建築基準法は、随時、大規模な地震、火災等の災害や、社会情勢等の変化を踏まえた充実が図られ、現在に至っており、平成8年以降の主な改正は表12-1-1のとおりである。

平成7年の阪神淡路大震災において、施工不備が原因と考えられる建築物の被害の発生を受け、施工段階での検査を実施するため、平成11年に中間検査制度が創設された。

また、建築確認や中間検査、完了検査の着実な実施に向け、効率的な建築規制の執行体制を実現するための行政と民間の役割分担の抜本的見直しによる建築確認検査の民間開放が行われ、平成11年5月から特定行政庁の建築主事に加えて、指定確認検査機関による建築確認等の審査が実施されることとなった。

平成18年に構造計算偽装により耐震性が不足する建築物が建築されたことが社会問題となり、平成19年6月には、確認申請図書の記載事項や建築主事等の審査項目が明確化されるとともに、一定規模の建築物について、建築主事とは別に、第三者で一定の技術力を有する者が構造計算の適合性を判定する構造計算適合判定制度が導入され、建築確認・検査の厳格化が図られた。

表12-1-1 建築基準法の主な改正内容（平成8年以降）

平成11年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間検査制度の創設</li> <li>・建築確認検査の民間開放 (指定確認検査機関の創設)</li> <li>・集団規定に係る例外許可制度の創設</li> <li>・連担設計制度の創設</li> <li>・建築基準関係規定の明確化</li> </ul>	平成17年	・既存不適格建築物の増改築に係る規制合理化
		平成18年	・一定の大規模店舗等に係る規制の合理化
		平成19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認・検査の厳格化 (建築確認申請図書の明確化、建築主事等の審査項目の明確化、構造計算適合性判定制度の創設)</li> <li>・3階建てRC造等の中間検査の義務化</li> <li>・構造関係規定の見直し</li> </ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火に関する材料及び構造等に係る技術的基準が整備され、仕様規定に加え、性能規定（構造方法等の大員認定）を追加</li> <li>・耐火性能検証法、避難安全検証法の創設</li> <li>・木造建築物の継手、仕口等や鉄骨造の柱脚等に係る仕様規定の明確化</li> <li>・構造計算の方法への限界耐力計算の追加</li> </ul>	平成21年	・定期報告制度の見直し（調査項目の明確化）
		平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造建築物に係る耐火基準の見直し</li> <li>・構造計算適合性判定の見直し（建築主事等の審査からの独立化、判定対象見直し）</li> <li>・指定確認検査機関の仮使用承認制度創設</li> <li>・新技術の円滑な導入に向けた認定制度創設</li> </ul>
平成15年	・シックハウスに係る規定の整備		
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等の建築物に対する定期点検の義務化</li> <li>・既存不適格建築物に対する勧告等制度創設</li> </ul>	平成28年	・定期報告制度の拡充（報告対象全国統一、防火設備報告制度創設）

第12編 建築

2. 栃木県における建築指導執行の変遷

昭和57年から平成13年までは、県と宇都宮市、足利市及び小山市の4特定行政庁であったが、その後、特定行政庁を開設する市が増え、現在では県と9市が特定行政庁となっている。各特定行政庁の開設年月は、表12-1-2のとおりである。

また、特定行政庁を開設する市の増加や、指定確認検査機関の創設に伴う土木事務所における建築確認件数の減少等を受け、建築指導を執行する土木事務所も減少し、現在は、宇都宮、真岡、栃木、大田原の4土木事務所に建築指導担当が配置されている。

建築行政に従事する職員数や建築確認申請件数等の推移については、表12-1-3、図12-1-1、表12-1-4のとおりである。

表12-1-2 特定行政庁開設年月

特定行政庁名	開設年月
宇 都 宮 市	昭和44年7月
足 利 市	昭和56年4月（限定） 昭和57年4月（一般）
小 山 市	昭和56年4月
栃 木 市	平成14年4月
鹿 沼 市	平成14年4月
佐 野 市	平成16年4月
那 須 塩 原 市	平成18年4月
日 光 市	平成21年4月
大 田 原 市	平成24年4月

表12-1-3 建築行政に従事する県職員数の推移

年度	建築主事数	建築監視員数	このうち専任の 建築監視員数	建築主事で 建築監視員を 兼ねる者の数	その他の 職員	総数	建築基準適合 判定資格者 +検定合格者
H9	45	45	0	43	9	56	52
H10	43	48	0	43	5	53	47
H11	43	46	0	43	2	48	43
H12	43	47	0	43	3	50	46
H13	38	40	0	38	4	44	39
H14	36	38	0	36	3	41	36
H15	34	41	0	34	7	48	37
H16	34	41	0	34	7	48	37
H17	27	34	0	27	7	41	30
H18	25	31	0	25	4	35	27
H19	28	31	0	28	1	32	28
H20	27	33	0	27	1	34	27
H21	21	22	0	21	8	30	21
H22	17	23	0	17	7	30	17
H23	17	20	0	17	7	27	17
H24	16	17	0	16	6	23	17
H25	13	17	0	13	4	21	14
H26	11	16	0	11	8	24	11
H27	11	19	0	11	5	24	11
H28	10	17	0	10	5	22	10

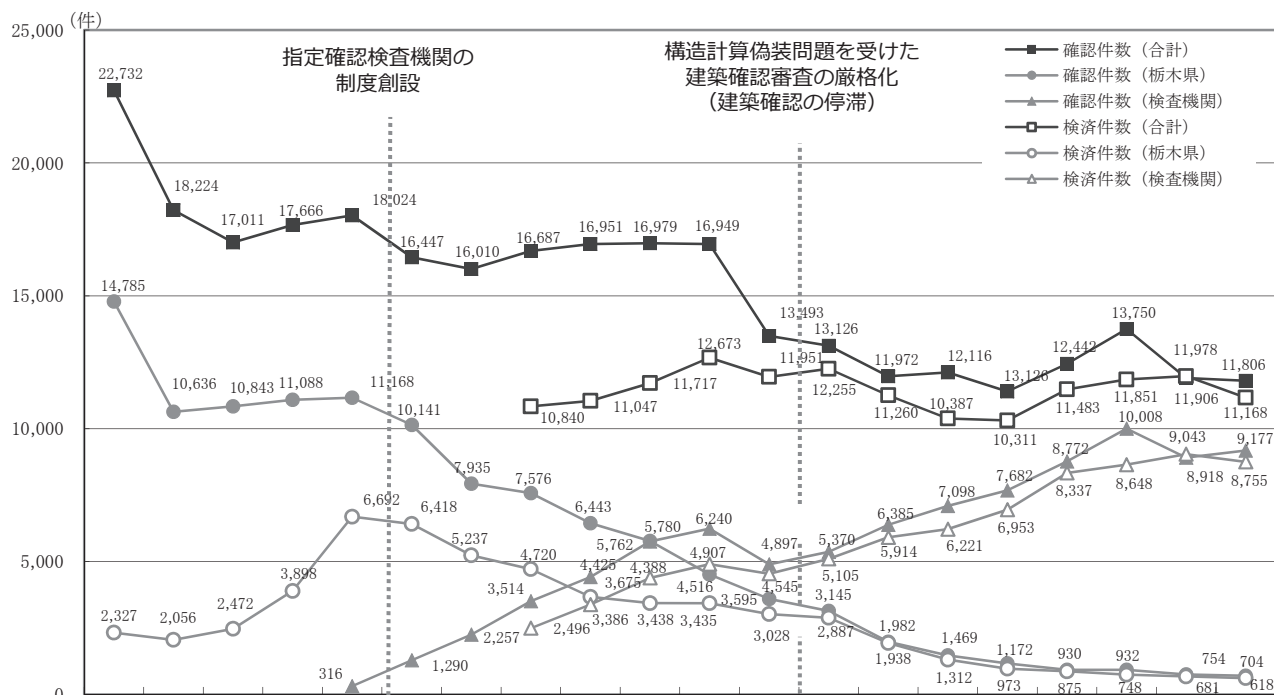


図 12-1-1 栃木県全県の建築確認申請受付件数の推移 (建築物・工作物・建築設備)

表 12-1-4 各土木事務所別建築確認申請受付件数の推移 (計画変更・計画通知を除く)

年度	土木事務所名									計
	宇都宮	鹿沼	日光	真岡	栃木	矢板	大田原	烏山	佐野	
H8	952	1,223	1,191	1,941	2,823	1,765	3,560	340	1,271	15,066
H9	786	919	892	1,507	2,239	1,285	2,594	286	969	11,477
H10	855	872	840	1,414	2,144	1,173	2,481	374	855	11,008
H11	963	913	909	1,451	2,355	1,256	2,696	376	1,097	12,016
H12	776	787	766	1,433	2,477	1,140	2,509	353	985	11,226
H13	549	760	733	1,299	2,147	932	2,245	314	846	9,825
H14	422	135	666	1,180	1,407	951	1,914	263	938	7,876
H15	396	113	562	1,158	1,378	846	2,133	257	895	7,738
H16	393	118	525	1,100	1,191	884	1,866	229	203	6,509
H17	367	70	504	1,169	1,007	711	1,730	224	-	5,782
H18	262	-	444	930	876	752	796	171	-	4,231
H19	152	-	361	875	756	560	717	174	-	3,595
H20	105	-	293	699	729	529	623	167	-	3,145
H21	71	-	-	465	549	326	456	115	-	1,982
H22	138	-	-	316	232	302	324	-	-	1,312
H23	222	-	-	386	171	-	393	-	-	1,172
H24	148	-	-	231	206	-	345	-	-	930
H25	147	-	-	265	200	-	315	-	-	927
H26	99	-	-	271	130	-	254	-	-	754
H27	103	-	-	249	136	-	213	-	-	701

※佐野市の特定行政庁開設および市町村合併に伴い、平成17年度以降の佐野土木事務所での確認業務なし

※鹿沼市の特定行政庁開設および市町村合併に伴い、平成18年度以降の鹿沼土木事務所での確認業務なし

※日光市の特定行政庁開設に伴い、平成21年度以降の日光土木事務所での確認業務なし

※所管区域の見直しに伴い、平成22年度から烏山土木事務所での確認業務なし

那須烏山市及び那珂川町については、宇都宮土木事務所での確認業務を行うこととなる。

※所管区域の見直しに伴い、平成23年度から矢板土木事務所での確認業務なし

高根沢町は宇都宮土木事務所、矢板市、さくら市及び塩谷町については大田原土木事務所での確認業務を行うこととなる。

## 第12編 建築

### 3. 安全安心実施計画・建築行政マネジメント計画

建築物の質を向上し安全性を確保するためには、建築規制の実効性を確保することが重要である。そこで、平成10年に「栃木県建築物安全安心実施計画」を策定し、建築基準法の申請手続き等の周知を図り、当初25%程度だった完了検査率を86%にまで向上させるなど、一定の成果をあげた。

しかしながら、定期報告率や耐震化率の伸び悩み、違反建築物対策、耐震偽装問題やアスベスト対策、建築物等に係る重大事故など、建築行政に関わる問題は多く、これらに対処し、また、建築確認手続き等の運用改善による円滑な経済活動への寄与を図るため、平成22年度には「栃木県建築行政マネジメント計画」を策定し、5年間にわたり取り組みを行い、工事監理者の設置率向上や県有建築物の耐震化などの成果を挙げてきた。

平成27年度には、従前計画における課題や事故等への対応に加え、建築基準法や関係法令の改正等、社会情勢の変化にも対応させた「栃木県建築行政マネジメント計画（第二期計画）」を策定し、定期報告率の向上や民間建築物の耐震化率向上などの目標達成に向けて取り組んでいるところである。

### 4. 建築士法の施行

昭和25年に施行された建築士法は、建築物の設計及び工事監理等に携わる技術者の資格である「建築士」と、建築士が設計等の業務を業として行う「建築士事務所」に関する制度を定めた法律であり、主な改正は表12-1-5のとおりである。

建築士法に基づき、県においては、建築士審査会を設置し、建築士試験に関する事務を司るとともに、士法上の処分等について審議している。

県内における建築士数の推移は図12-1-2のとおりであり、平成27年の合格者数は、一級建築士37名、二級建築士80名、木造建築士1名であった。

建築士事務所の登録は5年毎に更新登録を行うこととなっているが、登録数の推移は図12-1-3のとおりである。平成16年を境に微減傾向にあり、平成28年3月31日時点で一級・二級・木造合わせて1,417事務所が登録されている。

なお、平成23年度より、二級・木造建築士登録等事務は一般社団法人栃木県建築士会にて、建築士事務所登録等事務は一般社団法人栃木県建築士事務所協会にて、それぞれ行っている。

表12-1-5 建築士法の主な改正内容

昭和25年	公布	平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士試験の受験資格の見直し</li> <li>・所属建築士に対する定期講習の受講の義務化</li> <li>・構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士制度の導入</li> <li>・管理建築士の要件の強化</li> <li>・建築士事務所の開設者以外への再委託、一定規模の共同住宅の設計等の一括再委託の禁止</li> <li>・重要事項説明の義務化</li> <li>・建築士名簿の閲覧制度の導入</li> <li>・指定登録機関・指定事務所登録機関制度の導入</li> <li>・建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化等</li> </ul>
昭和26年	・建築士の業務独占範囲の明確化等		
昭和30年	・建築士事務所登録制度の整備等		
昭和32年	・建築士会・建築士会連合会の法定化等		
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造建築士の創設</li> <li>・建築設備士制度、指定試験機関制度導入</li> <li>・管理建築士の権限の明確化等</li> </ul>		
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託者への設計内容説明の努力義務化</li> <li>・委託内容に関する建築主への書面交付の義務化</li> <li>・業務実績等の書類閲覧の義務化</li> <li>・指定法人制度の導入等</li> </ul>	平成26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面による契約等による設計等の業の適正化</li> <li>・管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化</li> <li>・建築主等への情報開示の充実</li> <li>・建築設備士に係る規定の整備等</li> </ul>
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造安全証明書の交付義務化</li> <li>・業務報告書の提出義務化</li> <li>・建築士免許の欠格事由及び建築士事務所の登録拒否事由の厳格化</li> <li>・処分を受けた建築士の氏名の公表</li> <li>・罰則の強化等</li> </ul>		

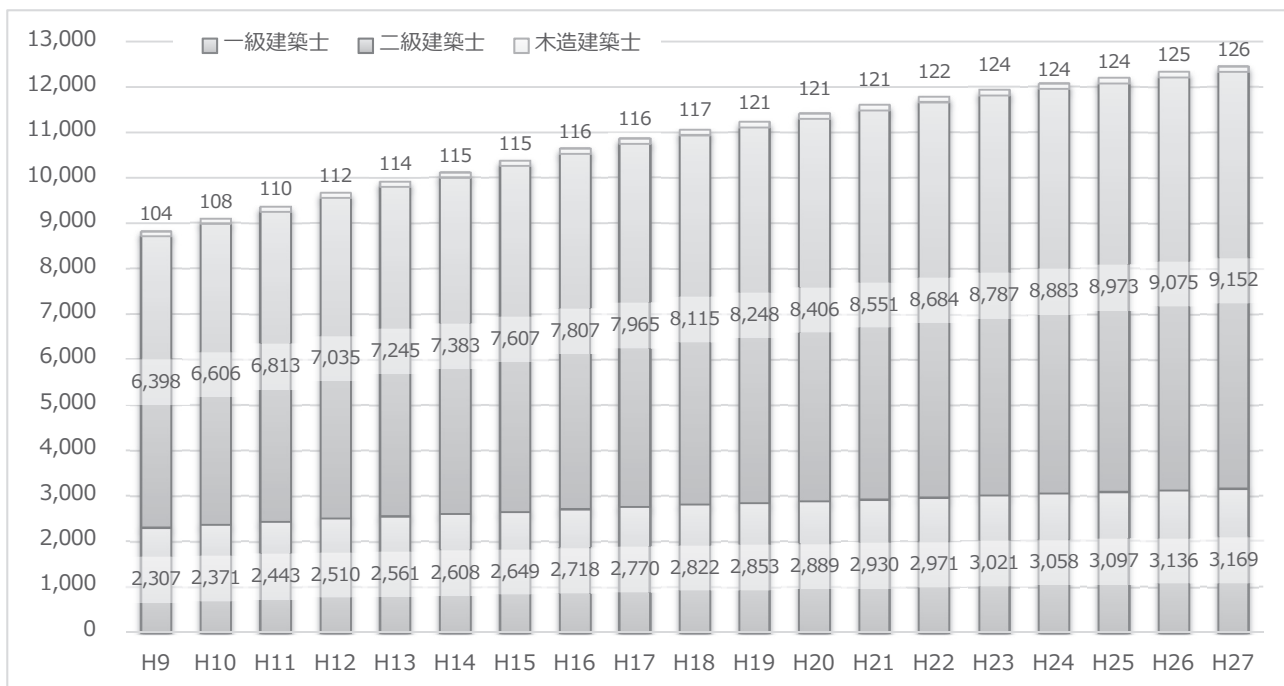


図 12-1-2 栃木県内における登録建築士数の推移（平成9年度～）

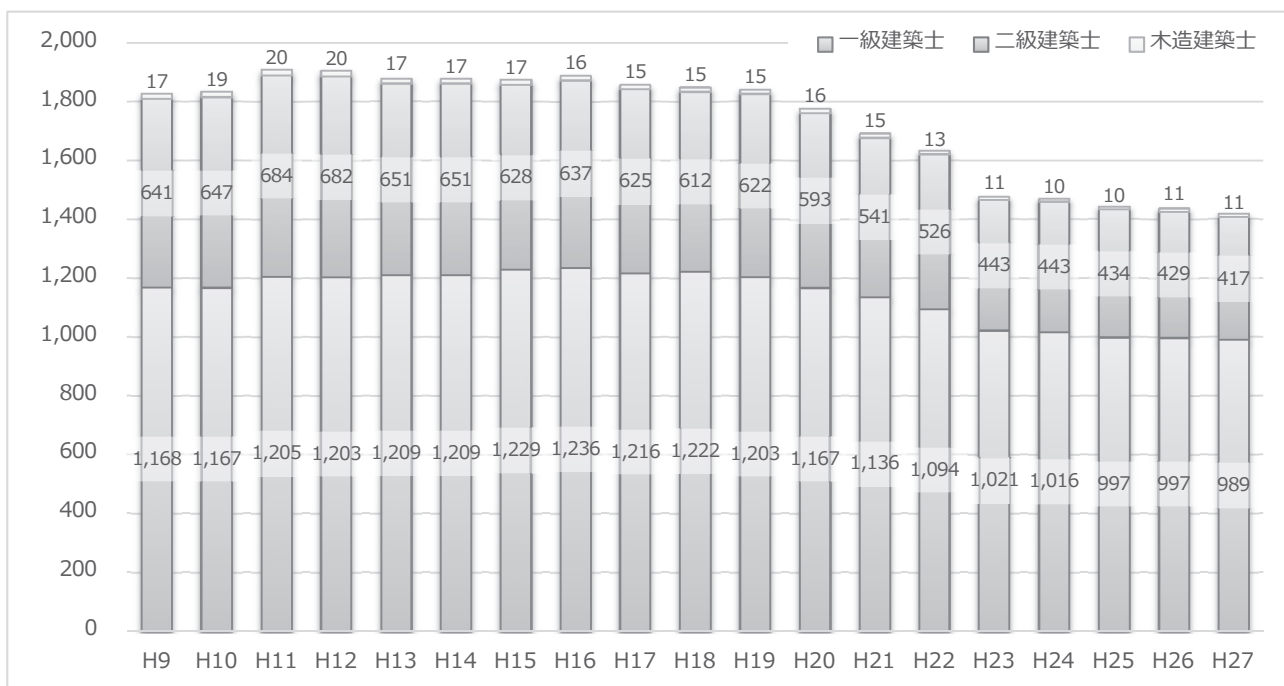


図 12-1-3 栃木県内における登録建築士事務所数の推移（平成9年度～）

(1) 一般社団法人栃木県建築士会の設立

昭和25年に建築士法が公布され、各県に建築士会が誕生したが、栃木県においても、昭和27年3月20日に社団法人栃木県建築士会が設立され、平成25年4月に一般社団法人栃木県建築士会と改称し、現在

に至る。歴代の会長は、表12-1-6のとおりである。

平成23年4月より栃木県の指定登録機関として、二級建築士等登録事務を行っている。

発足当時300名であった会員は、平成28年3月末現在1,436名に拡大している。

## 第12編 建築

表 12-1-6 栃木県建築士会歴代会長一覧

会長名	就任年月
初代会長 森 元 義	昭和 27 年 3 月
二代会長 滝 沢 重 義	昭和 29 年 5 月
三代会長 二本松 孝 蔵	昭和 31 年 10 月
四代会長 吉 田 菊太郎	昭和 33 年 6 月
五代会長 大 塚 勝 見	昭和 35 年 5 月
六代会長 鈴 木 憊	昭和 54 年 5 月
七代会長 竹 内 慎	平成 3 年 5 月
八代会長 柴 田 智 男	平成 4 年 5 月
九代会長 稲 見 邦 男	平成 8 年 5 月
十代会長 岡 田 義 治	平成 14 年 5 月
十一代会長 青 木 格 次	平成 27 年 6 月

### (2) 一般社団法人栃木県建築士事務所協会の設立

昭和 29 年 10 月、建築士事務所等の要望に応じて飯島茂三郎、吉田菊太郎、鈴木憊氏他が協会設立運動を起こし、翌 30 年 10 月に栃木県設計監理者協会を設立した。

昭和 40 年 4 月、栃木県建築士事務所協会と名称を変更、昭和 50 年 9 月に法人となり社団法人栃木県建築設計事務所協会に改称した。さらに、平成 5 年 10 月に社団法人栃木県建築士事務所協会、平成 25 年 4 月には一般社団法人栃木県建築士事務所協会と名称を変更し、現在に至る。歴代の会長は表 2-1-7 のとおりである。

平成 23 年 4 月より栃木県の指定事務所登録機関として、事務所登録等事務を行っている。

平成 28 年 3 月末現在、正会員 174 名、賛助会員 211 名である。

表 12-1-7 栃木県建築士事務所協会歴代会長一覧

会長名	就任年月
初代会長 吉 田 菊太郎	昭和 30 年 10 月
二代会長 鈴 木 憊	昭和 34 年 4 月
三代会長 黒 子 孝 一	昭和 39 年 5 月
四代会長 更 田 暢 彦	昭和 47 年 5 月
五代会長 竹 内 慎	昭和 49 年 5 月
六代会長 更 田 暢 彦	昭和 56 年 5 月
七代会長 湯 澤 博	昭和 57 年 5 月
八代会長 田 村 忠	平成 4 年 5 月
九代会長 酒 井 淳	平成 6 年 5 月
十代会長 本 澤 宗 夫	平成 14 年 5 月
十一代会長 佐々木 宏 幸	平成 24 年 5 月

## 第 2 節 栃木県建築基準条例

### 1. 栃木県建築基準条例

昭和 48 年 3 月 30 日に栃木県災害危険区域条例が公布になり、いわゆる「がけ条例」として建築基準法に基づく条例が制定された。

また、昭和 53 年には「日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び日影時間の指定に関する条例」が公布・施行になり、日影に関する規制が適用できるようになった。

これらの条例は、それぞれ、建築基準法第 39 条及び第 56 条の 2 の規定に基づく全般的な制限を附加するものではなかった。

昭和 55 年に藤原町川治温泉（現日光市川治温泉）における川治プリンスホテルの火災において死者 45 名を出す大惨事が発生し、これを教訓とする防災意識の変化、建築物の質の向上や安全性の確保を求める声が大きくなり、先の 2 つの条例と併せて、栃木県建築基準条例が昭和 57 年 3 月 30 日に条例第 2 号として公布、昭和 57 年 9 月 1 日から施行された。

本条例は、災害危険区域及び日影に関する規定はもとより、ホテル、旅館、劇場等の特殊建築物に対する防火・避難の規定等を盛り込み、防火・防災面の充実を図るものとなった。

その後、平成 4 年、平成 5 年、平成 6 年、平成 11 年、平成 12 年、平成 15 年、平成 17 年、平成 27 年と、社会の変化に対応できるよう改正を重ねてきた。

## 第 3 節 建築関係法令

### 1. 建設リサイクル法

廃棄物の発生量の増大に伴い、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化した。建設工事に伴って廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量及び最終処分量の約 2 割を占め（平成 13 年度）、しかも不法投棄量の約 6 割を占めており（平成 14 年度）、さらに昭和 40 年代の建築物が更新期を迎え、

今後建設廃棄物の排出量の増大が予測された。この解決策として、資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い再び利用していくため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が制定された。本法は、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適切な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成12年5月に公布され、平成14年5月に完全施行された。

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等のうち一定の規模以上のものについて、施工方法に関する一定の技術基準に従って分別解体等を実施し、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物について再資源化等（困難な場合は縮減）を義務付けている。

平成22年には解体現場における分別や中間処理施設での確認が十分に実施されず、再生砕石にアスベスト含有建材が混入したことが社会問題となったことから、混入の未然防止のため、環境部局及び労働基準監督署等の関係部局との連携を強化した解体現場のパトロールを実施した。

## 2. 省エネ法・建築物省エネ法

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、昭和48年及び昭和54年に世界規模で発生した二度の石油危機を契機として、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、昭和54年6月に公布され、同年10月に施行された。

住宅・建築物分野の省エネルギー対策の早急な措置が求められたことを受け、平成15年4月からは一定の建築物に対する省エネルギー措置の届出の義務化が図られ、その後、内外のエネルギー事情その他社

会情勢等における環境の変化に応じて必要な措置を講じるため、届出対象建築物の拡大やエネルギー消費量基準の強化など、建築物に関連した改正が順次行われている。（表12-1-8）

平成22年に届出対象が拡大されてからは、毎年度600件以上の届出を受理している。（表12-1-9）

さらに、核家族化による世帯数の増加やライフスタイルの変化に伴う建築物の使用時間の増加など、社会情勢の変化に伴って住宅・建築物部門のエネルギー使用量が著しく増加していることを受け、建築物における省エネルギー対策の抜本的な強化を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）が平成27年7月に公布され、平成28年4月からは所管行政庁による認定制度（容積率の特例、省エネ性能表示）、平成29年4月からは建築基準関係規定として、一定規模の建築物に対する建築確認と連動した省エネ基準の適合義務化が施行される。

表12-1-8 省エネ法改正の主な内容（抜粋）

昭和54年	省エネ法制定
平成4年	エネルギー消費量基準の強化
平成11年	エネルギー消費量基準の強化
平成15年	床面積2,000㎡以上の非住宅建築物の届出義務化（第一種特定建築物）
平成18年	大規模な改修等の届出義務化 維持保全状況の定期報告義務化 床面積2,000㎡以上の住宅建築物の届出義務化（第一種特定建築物）
平成22年	床面積300㎡以上2,000㎡未満の建築物の届出義務化（第二種特定建築物）
平成25年	エネルギー消費量基準の強化

表12-1-9 県内における届出の件数状況

年度	第一種 特定建築物	第二種 特定建築物	合計
H23	126件	547件	673件
H24	106件	610件	716件
H25	132件	624件	756件
H26	107件	664件	771件
H27	139件	535件	674件



## 第12編 建築

### 3. ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、幼児等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、すべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるような生活環境を整備していくため、ソフト面及びハード面からのバリアフリー化を進めることが求められている。その考え方を具体化するために、栃木県では平成11年10月に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」を施行した。

本条例では、県民、事業者及び国・県・市町村の責務を明文化するとともに、ひとにやさしいまちづくりに関する基本方針及び一定の要件に該当する建築物等(特定施設)の新築等をするときに適合させなければならない整備基準を定めている。建築部局においては、条例の実効性を高めるため、届出に対する審査や指導を行っている。

### 4. バリアフリー法

高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加を促すため、不特定かつ多数が利用する建築物(特定建築物)において、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるような整備を促進するため、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)が平成6年に施行され、平成15年には制度拡充のための改正が行われた。

その後、高齢化への対応や障害者の社会進出等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げる必要があるため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し、本法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が平成18年6月に公布、同年12月に施行された。

本法は、建築基準関係規定となっており、一定規模以上の特定建築物について、建築確認と連動したバリアフリーの義務化に加え、一定の基準(誘導基準)を満たす建築物に対する所管行政庁の認定による容積率特例や税制優遇等の支援措置が設けられている。

表12-1-10 ひとにやさしいまちづくり条例整備基準適合施設数

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
適合施設数	66	145	116	135	133	131	127	116	88	58	80	77	56	84	70	41	1,523

表12-1-11 バリアフリー法認定件数(H18以前はハートビル法によるもの)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
物品販売業を営む店舗	6	3	4	2	6	1	3	2	1	3	3	8	3		3		3	1	1	53
福祉施設			2	3	1	1	1		1							1				10
病院				2	1	1			1							1		1	2	9
事務所・庁舎			1	1			1		1											4
その他	6	1	1	2	2	4								1					1	18
計	12	4	8	10	10	7	5	2	4	3	3	8	3	1	3	2	3	2	4	94

## 第4節 建築防災事業

## 1. 建築防災

建築物の防災対策を推進することは、建築物を利用する人の安全を確保することであり、建築行政の最も重要な課題の一つである。

昭和47、48年に多発したビル火災を受け、既存建築物の防災対策への対応として、昭和53年3月に制定された「建築物防災対策要綱」に基づき、特定の既存建築物及び中小雑居ビルについて、非常用照明、たて穴区画、避難経路の確保や非常用の開口部の確保等について改善指導を行ってきた。

さらに、本県における昭和55年11月のホテル火災事故により45名の死者が発生したことに鑑み、同年12月に延べ面積1,000㎡以上のホテル・旅館について、緊急一斉査察を実施するとともに、建築基準法第9条に基づく違反処理要綱とは別に「特殊建築物違反是正措置基準」に基づいて改善指導を行うこととなった。

近年では、建築物や昇降機等の維持管理が適切に行われないなどにより、多数の死傷者を出す事故が全国で発生している。これらの事故を受け、関係部署との連携による立ち入り調査等を行い、違反等の把握及び是正指導を継続的に行っている。

平成20年4月には、建築物等の適格な定期調査・検査を実施し、建築物等の安全性を確保するため、定期調査・検査の項目、方法、判断基準が法令上明確化され、報告内容の充実化が図られた。

さらに、高齢者等が居住する施設等において特に重大な火災事故が発生していることを受け、平成28年6月より定期報告の対象となる建築物の見直しが行われ、対象建築物が拡大された。

今後は、省エネへの配慮等による既存ストックの有効活用が求められていることに加え、高齢化に伴う福祉施設の需要が高まっていることから、福祉部局をはじめとする関係部局と連携した建築物の防災対策がより一層不可欠となっている。

表12-1-12 特殊建築物の防災改修進捗状況

(平成27年3月現在)

防災改修進捗状況	旅館 ホテル	大型店舗	劇場 集会場	病院 診療所	事務所	その他	計
対象件数	217	84	45	53	9	9	417
改善指示	125	50	27	25	1	6	234
改善済	81	32	16	23	1	3	156
改善率	64.8%	64.0%	59.3%	92.0%	100.0%	50.0%	66.7%

表12-1-13 近年の主な火災事故

発生時期・場所	用途	死者
平成20年10月 大阪府大阪市	個室ビデオ店	15名
平成21年3月 群馬県渋川市	未届け有料老人ホーム	10名
平成22年3月 北海道札幌市	認知症高齢者グループホーム	7名
平成24年5月 広島県福山市	ホテル	7名
平成25年2月 長崎県長崎市	高齢者グループホーム	5名
10月 福岡県福岡市	診療所	10名
平成27年5月 神奈川県川崎市	簡易宿所	10名
10月 広島県広島市	飲食店	3名

表12-1-14 定期調査等の報告件数等の推移（県全域）

年度	特殊建築物等						昇降機等					
	指定及び件数			是正を 必要と する 件数	是正 命令等 をした 件数	是正 された 件数	指定及び件数			是正を 必要と する 件数	是正 命令等 をした 件数	是正 された 件数
	指定 件数	報告すべき 件数	報告 件数				指定 件数	報告すべき 件数	報告 件数			
H 9	1,686	1,081	612	111	60	5	6,164	5,865	5,136	55	0	0
H10	1,633	618	359	55	40	5	6,273	5,996	5,188	58	2	0
H11	1,690	1,045	654	121	20	7	6,362	6,132	5,342	34	0	0
H12	1,700	711	396	56	27	9	6,572	6,251	5,582	27	0	0
H13	1,729	1,056	616	103	13	9	6,753	6,441	5,635	41	0	0
H14	1,726	720	415	55	23	8	6,865	6,583	5,659	40	0	0
H15	1,710	1,053	623	112	36	10	7,005	6,739	5,864	0	0	0
H16	1,693	699	431	83	48	7	7,191	6,925	5,647	0	0	0
H17	1,651	948	615	128	19	18	7,184	6,942	5,993	0	0	0
H18	1,639	710	536	167	100	43	7,275	6,716	6,100	0	0	0
H19	1,616	896	662	182	64	47	7,332	6,863	6,188	0	0	0
H20	1,408	719	508	182	56	30	7,321	7,095	6,517	13	1	7
H21	1,623	906	635	254	79	39	7,486	7,147	6,522	25	10	11
H22	1,453	727	522	306	107	76	7,475	7,140	6,428	54	6	17
H23	1,567	820	603	329	72	81	7,464	7,179	6,337	56	6	23
H24	1,653	748	528	278	115	60	7,683	7,235	6,536	253	4	22
H25	1,038	899	778	319	51	33	7,571	7,250	6,847	44	0	13
H26	1,521	685	546	215	10	19	7,689	7,354	6,861	53	3	11
H27	1,500	813	613	392	82	37	7,772	7,607	6,741	79	31	27

## 2. がけ地近接等危険住宅移転事業

本事業は、災害の未然防止を図るため、がけ地の崩落等による自然災害のおそれの高い土地（がけ地近接等危険区域）から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、住民の生命の安全を確保することを目的として、昭和47年に創設された国庫補助事業である。

がけ地近接等危険区域内にある既存の住宅（危険住宅）を除去し、安全な土地へ新築（購入も含む）する人に対し、国、県及び市町村が一体となって移転費用等の補助を行う。なお、平成22年の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の制定に伴い、「土砂災害特別警戒区域」が対象区域に追加された。

本県では当事業を昭和48年度より実施している。平成10年8月に発生した北関東・南東北豪雨（那須災害）、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨による被災者の危険住宅に対し、当該補助制度による移転を実施している。

表12-1-15 がけ地近接等危険住宅移転事業  
実施状況一覧

年度	除去	建設助成	備考
H9	-	-	
H10	-	-	北関東・南東北豪雨（8月）
H11	5	6	
H12	1	1	
H13 ） H26	-	-	
H27	1	1	関東・東北豪雨（9月）

## 3. アスベスト対策

平成17年6月、アスベストを使用している工場や建設現場で働いている労働者に石綿肺、肺癌や中皮腫が発症し、アスベストが社会問題化したことを受け、同年7月、床面積1,000㎡以上の民間建築物を対象として、アスベストの使用実態調査や当該建築物の所有者に対する除去等の飛散防止対策の指導

底を行うよう、国土交通省から各都道府県知事に通知がされた。本県においても、床面積1,000㎡以上の民間建築物におけるアスベストの使用実態調査を実施し、アスベストの除去等の飛散防止対策について、継続的な指導を行っている。

ところが、平成19年12月に実施した総務省の調査により、調査対象とすべき建築物が適切に選定、調査されていない状況等が見受けられたことから、アスベストの使用実態把握及び飛散防止対策を適切に実施するよう総務省から国土交通省に対して勧告がなされ、床面積1,000㎡未満の建築物等についても、使用実態把握及び飛散防止対策の徹底が求められた。

アスベスト対策の推進を図るため、平成17年より既存建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等の支援制度が創設されており、本県においては、平成26年度より当該制度を活用して、アスベスト使用の疑いのある建築物を特定・指導するための1,000㎡未満の建築物も含めた電子台帳整備を進めている。

表12-1-16 床面積1,000㎡以上の民間建築物に係る  
アスベスト含有調査の結果（平成27年3月16日現在）

調査対象の建築物	調査報告済の建築物		未報告の建築物	調査率
	調査済の建築物	露出してアスベストの吹付がされている建築物		
4,471件	4,355件	277件	116件	97%

表12-1-17 県有建築物に係るアスベスト含有調査の結果

調査等の対策が必要な棟数	230施設
調査済み棟数	230施設
除去等が必要とされた棟数	41施設
対策済みの棟数	40施設

## 4. 被災建築物応急危険度判定制度について

本制度は、大規模地震により被災した建築物の倒壊の危険性や付帯物の落下・転倒の危険性を迅速に判定し、判定結果を表示することにより、建築物の使用者や付近を通行する第三者に対する二次的災害を防止することを目的としている。

災害時の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施す

## 第12編 建築

るための判定の方法、都道府県相互の支援等に関する事前の調整を実施するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会（事務局：（一財）日本建築防災協会）」が設置されている。

本県においても、県、市町、建築士会、建築士事務所協会、建設業協会、とちぎ建設技術センターを会員として「栃木県震災建築物応急危険度判定協議会（会

長：県土整備部長）」を設置し、被災地域への派遣、訓練等を実施している。

登録者の要件は、建築士又は技術系公務員等で、平成28年3月31日現在の登録者数は1,320名（県職員78名、市町職員216名）であり、本県から派遣した実績は表12-1-18のとおりである。

表12-1-18 派遣実績一覧

地震名	年度	日数	人数	内訳		
				県職員	市町職員	民間人
新潟県中越地震	H16	9日間	102名	35名	19名	48名
新潟県中越沖地震	H19	6日間	56名	25名	17名	14名
東北地方太平洋沖地震	H23	3/12～5/16	910名	88名	529名	293名
熊本地震	H28	3日間	12名	12名	0名	0名

### 5. 民間建築物に対する耐震化支援事業

本県においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする「栃木県建築物耐震改修促進計画」を平成19年1月に策定し、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標値を90%に設定し、耐震化の促進に取り組んできた。

耐震化を促進させるための施策の一つとして、平成19年度より「栃木県民間住宅耐震診断等助成事業」を実施してきており、その目的は、地震発生時における倒壊等の被害を未然に防止するため、民間住宅の耐震診断、補強計画策定及び耐震改修に要する経費に対して市町が補助を行なう場合、その一部を県が助成することにより県民負担を軽減し、民間住宅の耐震化をより一層促進させることにある。

平成27年度末までの助成実績は表12-1-19のとおりである。住宅の耐震化を促進するため、市町と連携し取り組んできたが、平成27年度末での耐震化率は、目標の90%に対し82%であり、耐震化が遅れている。

平成25年11月には、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘され、東日本大震災を超える甚大な被害の発生が懸念されていることから、耐震改修促進法が改正され、一定規模以上の多数の者が利用する建築物等に耐震診断の実

施と所管行政庁への結果報告を義務付けるなど耐震化促進のための規制が強化された。

耐震診断が義務付けられた、多数の者が利用する民間大規模建築物等に対し、国が講じる重点的かつ緊急的な支援措置に呼応し、耐震化を促進するため耐震診断に対する助成制度を創設し、平成26年度から2か年実施した結果、診断助成件数は平成26年度が7件、平成28年度が8件であった。

耐震改修促進法の改正により、耐震化を促進する取組が一層強化されるなど、住宅・建築物の地震に対する安全性の確保が急務となっており、本県においても、引き続き、県内の住宅・建築物の耐震化を促進することが必要であることから、平成28年3月に「栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）」を策定した。

早急に耐震化を促進し、大規模地震における被害を最大限減少させ、県民の安全・安心を確保するため、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とし、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標値を95%に設定した。

この目標を達成するため、耐震ローラー作戦（平成27年度までの実績は表12-1-20のとおり）を始めとする市町と連携した普及啓発をはじめ、負担軽減等の施策を講じ、今後も所有者等の耐震化の取組みを支援していく。

表 12-1-19 助成実績一覧

耐震診断助成実績									
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
耐震診断助成戸数(戸)	34	53	57	56	158	198	180	121	140
累計(戸)	34	87	144	200	358	556	736	857	997

※H19～H22までは補強計画策定助成を含む。H23～H27までは耐震診断助成のみの実績。

補強計画策定助成実績									
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
補強計画策定助成戸数(戸)	34	53	57	51	142	101	64	35	40
累計(戸)	34	87	144	195	337	438	502	537	577

※H19～H22までは耐震診断助成に含まれる。H23～H27までは補強計画策定助成のみの実績。(H22.10～診断から分離)

耐震改修助成実績									
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
耐震改修助成戸数(戸)		6	20	43	33	50	34	30	38
累計(戸)		6	26	69	102	152	186	216	516

表 12-1-20 耐震ローラー作戦実績一覧

年度	H21 1.	H21 2.	H22 1.	H22 2.	H23	H24	H25	H26	H27	計
訪問件数(戸)	498	999	952	603	842	672	783	739	800	6,888
参加市町数	13	13	15	14	15	16	17	17	18	-

## 6. 被災地復興への応援

東日本大震災で被災した地方公共団体に対し、全国の地方公共団体から、災害時相互応援協定や姉妹都市提携等による地方公共団体間での人的支援のほか、全国知事会のシステムや総務省が全国市長会・全国町村会の協力を得て構築したシステム等による職員派遣が行われている。(H28 現在継続中)

また、被災地方公共団体による任期付職員の採用や民間企業等による従業員の派遣(採用)など、様々な手法により被災地方公共団体の人材確保がすすめられている。

本県では、個別の派遣要請に応え、平成23年度から土木職員を派遣しているが、建築課においても、全国知事会を窓口とした東北3県からの派遣要請に応え、平成24年度から職員を派遣し、現在も継続中である。

表 12-1-21 建築課における東北3県への派遣一覧

年度	派遣先	職種	人数
H24	岩手県	機械職	1名
H25			1名
H26		建築職	1名
H27			1名
H28			

## 第5節 建築審査会

建築審査会は、建築基準行政の執行を公平なものとするために、特定行政庁の系列から独立した、非常勤の委員からなる行政委員会を設け、特定行政庁の一定範囲の行為に対する同意や、特定行政庁、建築主事または建築監視員の処分または不作為に係る審査請求の審理、採決等の職務権限を与えられたものである。

建築審査会の委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生または行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから知事が2年の任期で任命する。

現在、栃木県建築審査会においては、7人の委員を任命している。

第12編 建築

表 12-1-22 建築審査会及び公開聴取会の開催回数と取扱件数の推移

年度		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
建築審査会	開催回数	3	3	2	5	6	3	3	3	2	2
	取扱件数	11	7	7	159	40	14	148	137	154	11
	このうち法第9条による不服申立の取扱件数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
公開聴取会	開催回数	3	2	4	3	4	7	1	2	1	3
	取扱件数	5	2	4	3	4	7	1	2	1	3
	このうち法第9条による不服申立の取扱件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
建築審査会	開催回数	1	1	1	2	2	3	3	1	1	1
	取扱件数	2	3	110	90	5	77	6	135	35	
	このうち法第9条による不服申立の取扱件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
公開聴取会	開催回数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取扱件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	このうち法第9条による不服申立の取扱件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第6節 建築士審査会

栃木県建築士審査会は建築士法に基づき設置され、二級・木造建築士試験に関する事務をつかさどり、本県登録の二級・木造建築士の懲戒処分および建築士事務所の監督処分に関する同意等を行っている。

審査会の委員は建築士有資格者及び行政経験者の中から、優れた経験と知識を有し公正な判断をすることができる者として、知事が2年の任期で任命し、現在7人の委員が任命されている。

開催回数および取扱案件は、表 12-1-23 のとおりである。

表 12-1-23 栃木県建築士審査会の開催概要

年度	開催回数	取扱案件（処分関係）	
		建築士	事務所
H9	2	0	0
H10	2	0	0
H11	2	0	0
H12	2	0	0
H13	3	1	1
H14	2	0	0
H15	2	0	0
H16	2	0	0
H17	2	0	1
H18	2	0	0
H19	3	2	2
H20	3	1	0
H21	3	1	0
H22	2	0	0
H23	2	0	0
H24	2	0	0
H25	2	0	0
H26	3	1	1
H27	3	1	2

## 第2章 まちづくり

## 第1節 市街地再開発事業等

## 1. 市街地再開発事業

土地区画整理法の立体換地の規定をまとめた「市街地改造法」と「防火建築街区造成法」を統合整備し、昭和44年に「都市再開発法」が制定された。

市街地再開発事業は、同法に基づき、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。

市街地再開発事業の助成制度は昭和45年に創設さ

れ、現在は社会資本整備総合交付金等の国庫補助、融資制度、税制の特例措置のほか、一定の要件を満たす場合には補助額の嵩上げを行うなどの支援制度が設けられている。県では平成22年度まで市町村とともに施行者に対し補助金により支援することで、本事業の推進を一層図っていた。

現在、市街地再開発事業を実施している宇都宮市の宇都宮大手地区、小山市の城山町二丁目第一地区を含め、県内では表12-2-1のとおり14地区で事業を実施し、市街地の再開発を積極的に推進している。

表12-2-1 市街地再開発事業一覧

市町名	地区名	概要			事業年度	
		地区面積	建物規模			用途
			延べ面積	階数		
足利市	足利市南町地区	0.37ha	9,286㎡	B1/ 9F	ホテル、店舗	昭和56年度～ 昭和59年度
宇都宮市	宇都宮駅西口 第一地区	1.70ha	78,279㎡	B1/ 11F	店舗、公的施設、 スポーツ施設、駐車場	昭和62年度～ 平成2年度
小山市	小山駅西地区	0.89ha	33,539㎡	B2/ 8F	店舗、公的施設、 映画館	平成1年度～ 平成6年度
小山市	小山中央第一地区	0.70ha	32,605㎡	B1/ 9F	店舗、住宅、 駐車場	平成1年度～ 平成6年度
宇都宮市	宇都宮相生地区	0.54ha	25,300㎡	B2/ 10F	店舗、駐車場	平成6年度～ 平成8年度
宇都宮市	宇都宮駅西口 第四C地区	0.35ha	20,109㎡	B1/ 23F	住宅、駐車場	平成9年度～ 平成12年度
宇都宮市	宇都宮駅西口 第四A地区	0.21ha	8,539㎡	14F	ホテル、駐車場	平成15年度～ 平成17年度
宇都宮市	宇都宮馬場通り 中央地区	0.66ha	24,628㎡	8F	店舗、事務所、 公的施設、駐車場	平成16年度～ 平成19年度
那須塩原市	西大和地区	1.20ha	7,384㎡	3F	店舗、事務所、 公的施設、駐車場	平成19年度～ 平成21年度
宇都宮市	宇都宮馬場通り 西地区	0.43ha	22,328㎡	B1/ 24F	住宅、店舗、 事務所、駐車場	平成18年度～ 平成22年度
宇都宮市	宇都宮駅西口 第四B地区	0.30ha	16,843㎡	B1/ 18F	住宅、ホテル、 駐車場	平成20年度～ 平成22年度
小山市	城山町三丁目 第一地区	0.50ha	16,323㎡	21F	店舗、公共施設、 住宅	平成21年度～ 平成24年度
宇都宮市	宇都宮大手地区	0.40ha	27,906㎡	29F	住宅、店舗、 事務所、駐車場	平成25年度～ 平成30年度（施行中）
小山市	城山町二丁目 第一地区	0.40ha	18,600㎡	21F	事務所、店舗、 住宅、駐車場	平成27年度～ 平成32年度（施行中）



第12編 建築

【宇都宮市 宇都宮駅西口第四C地区】



図12-2-1 施行位置図

【宇都宮市 宇都宮駅西口第四A地区】

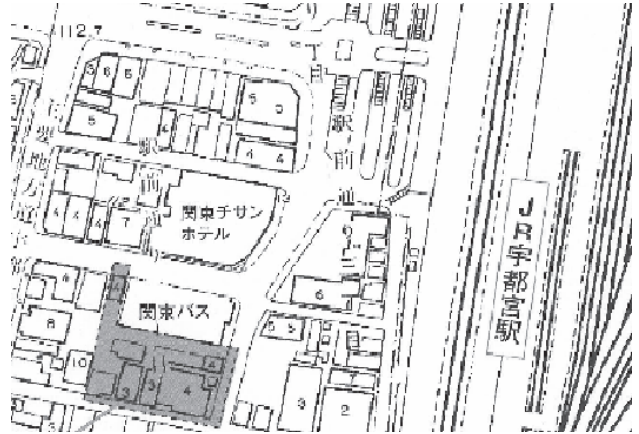


図12-2-4 施行位置図



図12-2-2 施行前



図12-2-5 施行前

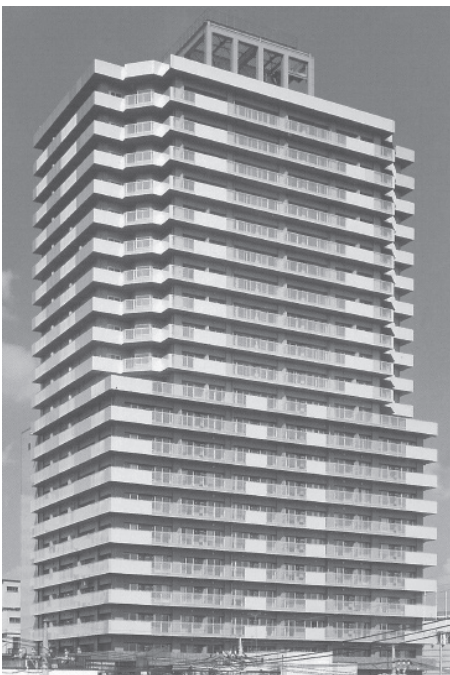


図12-2-3 施行後



図12-2-6 施行後

【宇都宮市 宇都宮馬場通り中央地区】



図 12-2-7 施行位置図

【那須塩原市 西大和地区】

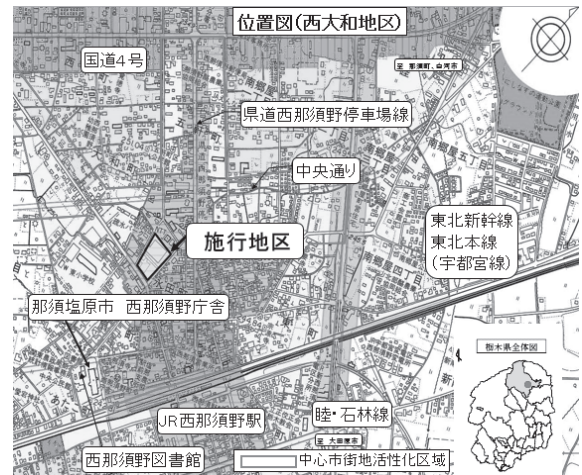


図 12-2-10 施行位置図



図 12-2-8 施行前



図 12-2-11 施行前



図 12-2-9 施行後



図 12-2-12 施行後

第12編 建築

【宇都宮市 宇都宮馬場通り西地区】



図 12-2-13 施行位置図

【宇都宮市 宇都宮駅西口第四B地区】



図 12-2-16 施行位置図



図 12-2-14 施行前



図 12-2-17 施行前



図 12-2-15 施行後



図 12-2-18 施行後

【小山市 城山町三丁目第一地区】

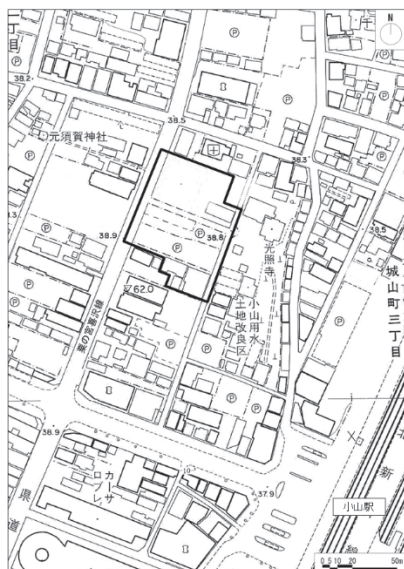


図 12-2-19 施行位置図

2. 優良建築物等整備事業

土地の合理的利用の誘導および優良建築物等の整備の促進を図ることにより、市街地環境の改善、良好な市街地住宅の供給等を促進するもので、一定の空地確保や、土地の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、国や地方公共団体が補助を行う事業である。

「優良再開発型」(3タイプ)と「市街地住宅供給型」(2タイプ)、「既存ストック再生型」「都市再構築型」の4つの型があり、本県においては、小山市が平成26年から駅東通り一丁目第一地区市街地整備事業として進めている。



図 12-2-20 施行前

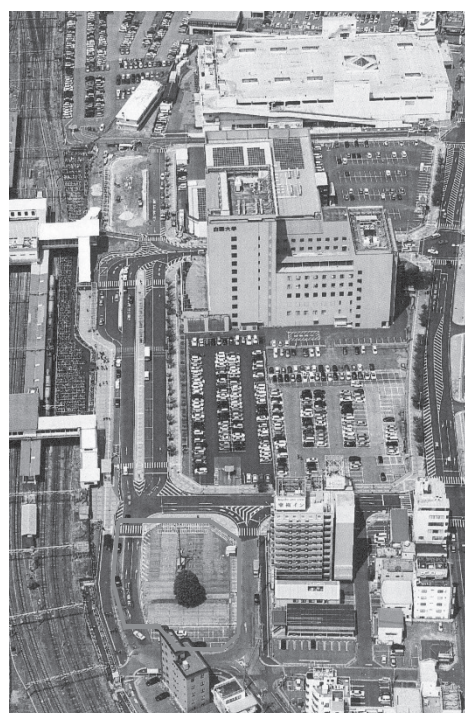


図 12-2-22 現況写真



図 12-2-21 施行後



図 12-2-23 完成イメージパース

第12編 建築

3. 狭あい道路整備等促進事業

本事業は、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図ることを目的とし、平成19年に創設された。

本事業には、狭あい道路情報整備事業（ソフト事業）と狭あい道路拡幅整備事業（ハード事業）の2種類があり、ソフト事業では表12-2-2、ハード事業では表12-2-3に掲げる費用が補助される。

県内では、表12-2-4及び表12-2-5のとおり、県及び各市町による事業を活用している。

県では、指定道路図等の公開に向け、平成27年度よりソフト事業である指定道路調書及び指定道路図の作成及びデータベースの構築を行っている。

表12-2-5 県内のハード事業実施状況

実施団体	事業実施年度（予定）
鹿沼市	平成21年度～（平成30年度）
小山市	平成21年度～ 平成24年度
真岡市	平成24年度～（平成30年度）
益子町	平成24年度～（平成30年度）
茂木町	平成23年度～（平成30年度）
栃木県	平成27年度～（平成30年度）



図12-2-24 後退前

表12-2-2 ソフト事業に係る補助内容

イ	狭あい道路に係る調査又は測量に要する費用
ロ	狭あい道路に係る分筆又は登記に要する費用
ハ	指定道路図、指定道路調書その他狭あい道路に関する図書の作成に要する費用
ニ	ハに係るデータベースの構築、運営又は公開に要する費用
ホ	狭あい道路拡幅整備促進計画その他狭あい道路の拡幅整備に係る計画の策定に要する費用
ヘ	狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発に要する費用



図12-2-25 後退後

表12-2-3 ハード事業に係る補助内容

イ	狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
ロ	狭あい道路の拡幅整備のために必要となる土地を供出するための門、塀、電柱等の工作物又は助木等について通常適当と認められる方法による除却又は移設に要する費用
ハ	門、塀等の新設に要する費用

表12-2-4 県内のソフト事業実施状況

実施団体	事業実施年度（予定）
宇都宮市	平成26年度～（平成30年度）
佐野市	平成21年度～（平成30年度）
鹿沼市	平成21年度～（平成30年度）
小山市	平成28年度～（平成30年度）
真岡市	平成26年度～（平成30年度）
那須烏山市	平成21年度
上三川町	平成21年度～（平成30年度）
益子町	平成27年度～（平成30年度）



図12-2-26 舗装後

## 第2節 街なみ環境整備等

### 1. 街なみ環境整備事業

本事業は、住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者等に対して、国等が必要な助成を行う制度であり、平成5年に街なみ整備促進事業より統合・拡大された。

本県においては、平成4年から平成14年に烏山町、平成13年から平成22年に栃木市、平成14年から平成22年まで那珂川町で事業が実施され、現在は日光市の2地区と那須塩原市において事業が実施されている。

表 12-2-6 制度の概要

<b>●事業地区要件</b>	
①街なみ環境整備促進区域	
面積1ha以上かつ、次の要件に該当する区域等	
・接道不良住宅率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上	
・幅員6m以上の道路の延長が道路総延長の1/4未満かつ、公園等の面積の合計が、面積の3%未満	
・景観計画区域または景観地区を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域を含む区域、及び条例等により景観形成を●るべきこととされている区域。	
②街なみ環境整備事業地区	
①の区域内において、地区面積0.2ha以上かつ、土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区。	
(ただし、景観計画区域又は景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域においては「街づくり協定」は不要)	
<b>●事業主体</b>	
地方公共団体等	
<b>●助成対象</b> [ ]内は補助率	
①協議会活動助成	[事業費の1/2]
②整備方針策定事業	[事業費の1/2]
③街なみ整備事業	[事業費の1/2]
④街なみ整備助成事業	[事業費の1/3]

表 12-2-7 県内における実施状況

市町村名	地区名	地区面積 (ha)	事業期間	
			開始年度	完了年度
烏山町	田町通り	24.4	H4	～ H14
栃木市	例幣使通り	47.7	H13	～ H22
那珂川町	馬頭町	56.5	H14	～ H22
日光市	東町	66.8	H17	～ 事業中
	西町	81.0	H28	～ 事業中
那須塩原市	黒磯本通り周辺地区	19.2	H26	～ 事業中



図 12-2-27 烏山町田町通り地区



図 12-2-28 栃木市例幣使通り地区



図 12-2-29 那珂川町馬頭地区



図 12-2-30 日光市東町地区

## 第12編 建築

### 2. ひとにやさしいまちづくり支援モデル事業

本事業は、高齢者・障害者を含む全ての県民が、安全かつ快適で潤いのある暮らしができる生活環境を整備するため、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例で規定する公共的施設が集約する既成市街地において、市町と地域住民が連携して行う街並み景観等の誘導や条例基準に基づく既存建築物の改修促進を目的とし、平成13年に創設された。

既存の公共的施設等のバリアフリー整備が実施又は予定されている区域において、バリアフリー改修（スロープ設置、出入口・通路の拡幅、トイレ改造、自動扉化等）の実施に要する経費に対し補助を行うもので、平成13～19年度に県内9地区で実施された。

表12-2-8 ひとにやさしいまちづくり支援  
モデル事業実施箇所一覧

市町村	地区名	実施期間
栃木市	大通り周辺地区	H13～H16
鹿沼市	鹿沼中心市街地地区	H13～H17
真岡市	商店街地区	H13～H17
馬頭町	大字馬頭地区	H13～H17
矢板市	市街地地区	H14～H18
佐野市	大通り周辺地区	H14～H18
足利市	足利市中心市街地地区	H15～H19
那須塩原市	J R 西那須野駅周辺地区	H15～H19
小山市	だれもが親しむまちづくり地区	H16～H19

### 3. バリアフリー環境整備促進事業

本事業は、バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し助成を行う国庫補助事業として、平成6年6月に創設された。栃木県では平成15年度以降、6地区で実施されている。

表12-2-9 バリアフリー環境整備促進事業  
実施箇所一覧

市町村	地区名	実施期間
野木町	J R 野木 駅周辺地区	H15～H17
那須塩原市	J R 西那須野駅周辺地区	H18～H19
小山市	J R 間々田駅周辺地区	H17
	J R 小山 駅周辺地区	H16～H23
下野市	J R 石橋 駅周辺地区	H19～H22
	J R 自治医大駅周辺地区	H23～H25

J R 小山駅周辺地区（エスカレーター設置等）



図12-2-31 整備前



図12-2-32 整備後

J R間々田駅周辺地区（エレベーター設置等）



図 12-2-33 整備前



図 12-2-34 整備後

### 第3節 マロニエ建築賞

本建築表彰制度は、平成元年度から毎年実施している知事表彰で、都市景観の形成、歴史・文化の創造及び建築水準の向上等に寄与するものと認められる建築物又は建築物群を表彰し、県民の美しい景観に配慮したまちづくりに対する意識の高揚と建築活動の活性化を図ることを目的として実施している。

第16回から第23回では、栃木県条例、景観法の制定を受け、美しい景観づくりの促進に資する良好な景観を表彰するための「景観部門」を新設し、都市計画課との共催により実施した。

平成27年度の受賞作品集より、趣旨等（表12-2-10）と受賞作品の一覧表（表12-2-11）を載せる。

表 12-2-10 栃木県マロニエ建築賞の趣旨等

(要綱抜粋)

#### (1) 趣旨

都市景観の形成、歴史・文化の創造及び建築水準の向上等に寄与するものと認められる建築物又は建築物群（以下「建築物」という。）を表彰し、県民の美しい景観に配慮したまちづくりに対する意識の高揚と建築活動の活性化を図ることを目的とする。

#### (2) 対象

県内において、応募の3年前の日の属する年の4月1日以降に竣工（改修を含む。）した建築物や建築物群（以下「建築物」という。）で、次のいずれかに該当するもの。

ア 意匠、形態等に優れ、文化性、芸術性を効果的に表現しており、将来のとちぎのまちをリードしていくような建築物

イ 地域の特性を生かした景観への配慮や優れた修景が施されているなど、まちづくりへの貢献が期待できる建築物

ウ 高齢者、障害者等をはじめ、誰もが利用しやすいように配慮されており、利用者にやさしい雰囲気を作りだしている建物

エ 自然エネルギーの利用や省エネルギー化など、環境に配慮されている建築物



表 12-2-11 栃木県マロニエ建築賞受賞作品一覧

年度	名称	賞名	部門	所在地	用途
第9回 (平成九年度)	田村邸	マロニエ建築賞	小規模	小山市網戸 662-2	住宅
	二期倶楽部 那須新館		一般	那須郡那須町高久乙 2301-14	ホテル
	小杉放菴記念日光美術館		公共	日光市山内 2388-3	美術館
	五洋建設(株)那須研修所		景観	那須郡那須町高久乙 3375-2801	研修所 保養所
	スルーハウス	審査委員会賞	小規模	宇都宮市桜 1-5-5	診療所併用住宅
	那須ティンパミアミュージアム		一般	那須郡那須町高久丙 1185-4	美術館
	町営ひばりヶ丘住宅団地		公共	さくら市喜連川 1085-3	公営住宅
	宇都宮相生地区第1種市街地再開発事業施設建築物「パルコ」		景観	宇都宮市馬場通り 3-1-1 他	店舗
第10回 (平成十年度)	いわむらかずお絵本の丘美術館	マロニエ建築賞	—	那須郡那珂川町小砂 3097-2	美術館
	あぐり館・益子町総合営農指導拠点施設		—	芳賀郡益子町大沢 2732-1	営農指導施設
	蔵の街大通り倭町一丁目東側商家群		—	栃木市倭町 10 2号~4号	店舗
	撫庵 旭邸	マロニエ建築 奨励賞	—	さくら市喜連川 5871-38	住宅
	(学)真照寺学園 国谷幼稚園 園舎		—	下都賀郡壬生町国谷 644-1	幼稚園
	日光山輪王寺・護摩堂		—	日光市山内 2300	寺院
	社会福祉法人長寿栄光会 宮の里		—	宇都宮市野田町 666-2	特別養護老人ホーム ケアハウス
第11回 (平成十一年度)	益子駅からはじまるまちづくり	マロニエ建築賞	人やさ建築	芳賀郡益子町益子 1591	駅舎・福祉センター・老人 デイサービス・保健センター
	那須大学		街並み景観	那須塩原市鹿野崎 131	大学
	栗田工業事業開発センター		建築文化	下都賀郡野木町川田 1-1	研究所
	ヴィラフォーレスタ森の家	マロニエ建築 奨励賞	人やさ建築	日光市根室 607-5	老人保健施設
	屋台の町中央公園 屋台展示館・観光物産館		街並み景観	鹿沼市久保町 1864-2 他	公園施設(展示場・ 事務所・休憩所)
	那須の山荘		街並み景観	那須郡那須町高久乙 3375-2517	別荘
	福島眼科医院		建築文化	宇都宮市石井町 2061-1	医院
	黒羽町立両郷中学校		建築文化	大田原市中野内 580	中学校
H邸	建築文化	日光市所野 1543-413	住宅		
第12回 (平成十二年度)	馬頭町広重美術館	マロニエ建築賞	人やさ建築 街並み景観 建築文化	那須郡那珂川町馬頭 116-9	美術館
	作新学院大学		街並み景観	宇都宮市竹下町 908	大学
	栃木市星野遺跡地層たんけん館		建築文化	栃木市星野 504	見学施設
	社会福祉法人紫雲会 花見ヶ丘学園 及びデイケアセンター ユーアス	マロニエ建築 奨励賞	人やさ建築	小山市東野田 635	知的障害者更正施設
	大平町デイサービスセンター なごみ		人やさ建築	栃木市大平町真弓 1438	老人保健施設(デイ サービスセンター)
	鹿沼市民情報センター		街並み景観	鹿沼市文化橋町 1982-18	市民情報センター
	アピタ戸祭		建築文化	宇都宮市戸祭 2-11-35	住宅

年度	名称	賞名	部門	所在地	用途
第13回 (平成十三年度)	ツインリンクもてぎ ハローウッズクラブハウス	マロニエ建築賞	人やさ建築	芳賀郡茂木町松山 120-1 (ツインリンクもてぎ内)	インフォメーション センター
	STONE PLAZA ～那須芦野・石の美術館～		街並み景観	那須郡那須町芦野 2717-5	美術館
	大洋水道設計事務所 栃木技術センター	マロニエ建築 奨励賞	人やさ建築	那須塩原市島方 478-3	事務所
	オリーブ保育園 (みくに)		建築文化	宇都宮市日の出 2-1198-9	保育園
	河内町総合運動公園屋内プール (ドリームプールかわち)		人やさ建築	宇都宮市白沢町 1791-3	水泳場
	コレクティブハウス二期		建築文化	那須塩原市新緑町 92-257	寄宿舎 (ホテル従業員寮)
	旧古田土雅堂邸		建築文化	芳賀郡茂木町茂木 1123	展示場
第14回 (平成十四年度)	旧イタリア大使館夏季別荘	マロニエ建築賞	建築文化 街並み景観	日光市中宮祠 2482	別荘 (展示施設)
	フォレスト益子		建築文化	芳賀郡益子町益子 4231	遊歩道情報施設
	特別養護老人ホームやまさわの里	人やさ建築	真岡市熊倉町大谷 3435-1、 3437-1	特別養護老人ホーム	
	芳賀町立芳賀北小学校校舎	マロニエ建築 奨励賞	建築文化	芳賀郡芳賀町芳志戸 1030	小学校
	河内町立なかよし保育園 (統合保育園)		人やさ建築	宇都宮市白沢町 396-2	保育園
	葛生町立吉澤記念美術館		街並み景観	佐野市葛生東 1-14-30	美術館
	曲がり角のある家 OH邸		建築文化	小山市粟宮 1340	住宅
第15回 (平成十五年度)	鹿沼市文化活動交流館	マロニエ建築賞	街並み景観	鹿沼市睦町 1956-2	事務室、研修室
	栃木県なかがわ水遊園 おもしろ魚館		建築文化	大田原市佐良土 2686	水族館 生涯学習施設
	市貝町立小貝南小学校		人やさ建築	芳賀郡市貝町文谷 1188	小学校
	中禅寺湖班ポートハウス	マロニエ建築 奨励賞	街並み景観	日光市中宮祠 2485-8	休憩施設
	霧降高原 山のレストラン		街並み景観	日光市所野 1546	飲食店
	studio brighton		建築文化	芳賀郡芳賀町芳賀 113	工場
	二期倶楽部 東館		建築文化	那須郡那須町高久乙 2301	ホテル
	“まち”に回遊性・界隈性を生む“小路空間” 栃木信用金庫駅前支店		人やさ建築	栃木市境町 842-2	金融機関
第16回 (平成十六年度)	小俣幼児生活団園舎	マロニエ建築・ 景観賞	建築文化	足利市小俣町 1412	保育園
	日光の家		人やさ建築	日光市所野	住宅
	富士見ヶ丘の住宅	マロニエ建築・ 景観奨励賞	建築文化	宇都宮市富士見が丘	住宅
	H A T		建築文化	宇都宮市大通り 3-5-17	店舗兼住宅
	栃木の例幣使街道		景観	栃木市泉町、嘉右衛門町、 大町	—
	益子町城内坂		景観	芳賀郡益子町城内坂	—

第12編 建築

年度	名称	賞名	部門	所在地	用途
第17回 (平成十七年度)	白鷗大学 はくおう幼稚園おもちゃライブラリー	マロニエ建築・ 景観賞	建築文化	小山市大行寺 1195	幼稚園
	田園風景にとけこむ家		人やさ建築	下都賀郡壬生町	住宅
	日光田母沢御用邸前通り		景観	日光市本町	—
	高根沢町商工会館	マロニエ建築・ 景観奨励賞	建築文化	塩谷郡高根沢町大字宝積寺 2416	事務所
	下田町の町屋		建築文化	鹿沼市下田町 2-1191	店舗兼住宅
	風と緑のアルス南幼稚園		人やさ建築	栃木市沼和田町字打木内 589-12	幼稚園
	北仲通り		景観	足利市通 4 丁目	—
	馬頭町賑わいのみちづくり		景観	那須郡那珂川町馬頭	—
第18回 (平成十八年度)	株式会社ナカニシCNC旋盤工場	マロニエ建築・ 景観賞	建築文化	鹿沼市加園坂ノ下 760 他	工場
	宇都宮共和大学 宇都宮シティキャンパス		人やさ建築	宇都宮市大通り 1-3-18	大学
	氏家幼稚園	マロニエ建築・ 景観奨励賞	建築文化	さくら市桜野字上野 1745 他	幼稚園
	平松本町の家		人やさ建築	宇都宮市平松本町	住宅
	ひばりヶ丘保育園		人やさ建築	那須塩原市埼玉 370-5	保育園
	奥の院通り		景観	足利市家富町	—
第19回 (平成十九年度)	アルテミス宇都宮クリニック	マロニエ建築・ 景観賞	建築文化	宇都宮市東谷町立野 868-1	診療所
	西刑部の家		人やさ建築	宇都宮市西刑部町 2328-1	住宅
	巴波川(栃木河岸)		景観	栃木市倭町・湊町	—
	株式会社ギャバン関東事業所	マロニエ建築・ 景観奨励賞	建築文化	足利市大月町 1	工場
	エンブラス鹿沼工場		建築文化	鹿沼市さつき町 7-2	工場
	栃木信用金庫桜通り支店		人やさ建築	宇都宮市桜 2-1586-5	金融機関
	けやき保育園		人やさ建築	栃木市城内町 2-18-13	保育園
	歴史・文化・浪漫のある家		景観	佐野市葛生東 1 丁目	—
第20回 (平成二十年度)	CASA BELL OHIRA いすゞ自動車栃木工場大平家族寮	マロニエ建築・ 景観賞	建築文化	栃木市大平町伯仲大字蓮沼 2672-1	共同住宅(社員寮)
	栃木県医師会塩原温泉病院		人やさ建築	那須塩原市塩原 1333	病院
	ちよつ蔵広場及び宝積寺駅		景観	塩谷郡高根沢町大字宝積寺 2416	—
	エフエム栃木 本社屋	マロニエ建築・ 景観奨励賞	建築文化	宇都宮市中央 1 丁目 2-1	事務所
	白鷗大学足利高等学校 富田キャンパス 6 号館		建築文化	足利市多田木町 1067	高等学校
	KATSUTAYA		建築文化	大田原市中田原 2082-3	飲食店
	小山総合公園内にある「ほたるの館」		景観	小山市外城 371-1	—

年度	名称	賞名	部門	所在地	用途
第21回 (平成二十一年度)	佐野清澄高等学校 佐山記念体育館	マロニエ建築・ 景観賞	建築文化	佐野市堀米町 840 番地	体育館
	真岡信用組合荒町支店		人やさ建築	真岡市荒町 1080-1	金融機関
	上三川の小尾瀬「磯川緑地公園」		景観	上三川町大字上郷地内	—
	医療法人中山会 宇都宮記念病院・総合検診センター	マロニエ建築・ 景観奨励賞	建築文化	宇都宮市大通り 1-3-16	病院
	慈光寺山門（赤門）復興		建築文化	宇都宮市塙田 576 他	寺院
	格子戸のある平屋（宇都宮市〇邸）		人やさ建築	宇都宮市宮原 1-6-20	住宅
	ひだまりの森クリニック		人やさ建築	宇都宮市東峰町 3441-11	診療所
	南宇都宮駅前大谷石蔵群 「ファインフィールド」		景観	宇都宮市吉野 1-7-10	—
	日光線活性化 Project		景観	日光市相生町 115 ほか	—
第22回 (平成二十二年度)	茂木町立茂木中学校	マロニエ建築・ 景観賞	建築物	芳賀郡茂木町大字茂木 72	中学校
	宇都宮脳脊髄センター	マロニエ建築・ 景観奨励賞	建築物	宇都宮市一番町 1-18	診療所
	上三川いきいきプラザ (上三川町総合保健福祉センター)		建築物	河内郡上三川町大字上蒲生 127-1	事務所、水泳場、 公衆浴場
	ゆめプラザ・那須		建築物	那須郡那須町大字寺子乙 2566-1	福祉センター
	龍の街路灯		景観	日光市松原町地内	—
	和田用水ホタルの里 親水公園周辺の景観		景観	鹿沼市中粕尾地内	—
第23回 (平成二十三年度)	陽だまり保育園	マロニエ建築・ 景観賞	建築物	塩谷郡高根沢町宝積寺 鷺の谷 2062-1	保育園
	二荒山神社 参道（女坂）	景観	宇都宮市馬場通り 1-1-1	—	
	ヨックモッククレア日光工場	マロニエ建築・ 景観奨励賞	建築物	日光市土沢 1852-1	菓子工場
	道の駅 しもつけ		建築物	下野市薬師寺壺町田 41	道の駅
	特別養護老人ホーム 春わらう舎（いえ）		建築物	小山市小山 1509-1	特別養護老人ホーム
	大田原市立 黒羽中学校		建築物	大田原市北野上 3597-1	中学校
	那須平成の森 駒止の滝園地		景観	那須郡那須町湯本地内	—

第12編 建築

年度	名称	賞名	サブタイトル	所在地	用途
第24回 (平成二十四年度)	那須平成の森フィールドセンター	マロニエ建築賞	—	那須郡那須町高久丙 3254	博物館その他これらに類するもの
	栃木県立宇都宮工業高等学校	マロニエ建築・奨励賞	優良教育環境賞	宇都宮市雀宮町 52	高等学校
	ホテル アール・メッツ宇都宮		優良改修賞	宇都宮市川向町 1-23	ホテル
	ゆいま〜る那須		—	那須郡那須町豊原乙 627-115	サービス付高齢者向け住宅
	録 museum		—	小山市東城南 2-23-5	美術館
第25回 (平成二十五年度)	カトリック松が峰教会—マリア会館—	マロニエ建築賞	—	宇都宮市松が峰 1-1-5	教会施設
	南高根沢ひばり保育園	マロニエ建築優良賞	優良保育環境賞	芳賀郡芳賀町芳志戸 1024	保育園
	早坂邸・多面体那須塩原		—	那須塩原市二つ室 67-158	住宅
	栄研化学野木事業所オペレーションマネージメントセンター		—	下都賀郡野木町野木 143	工場
	三島屋商店		—	日光市石屋町 440-1	店舗兼住宅
第26回 (平成二十六年)	すみれチャイルド	マロニエ建築賞	—	小山市駅南町 3-22-3	保育所
	城山・サクラ・コモン	マロニエ建築優良賞	まちづくり貢献賞	小山市城山町 3-7-5	共同住宅・保育所・事務所・店舗
	栃木市役所本庁舎		—	栃木市万町 9-25	市庁舎・百貨店
	エンガワとドテのイエ		—	宇都宮市岩本町 101-3	住宅
	こもれびの家		—	宇都宮市駒生町 1360-3	住宅
第27回 (平成二十七年)	鹿沼市立粟野小学校	マロニエ建築賞	—	鹿沼市口粟野 802	小学校
	P_BASE 583 学童保育施設	マロニエ建築優良賞	—	矢板市富田 583-5	学童保育施設
	介護付有料老人ホーム「新」		—	下野市小金井 2290-1	介護付有料老人ホーム
	杏林製薬(株) わたらせ創薬センター新研究開発施設		—	下都賀郡野木町野木 1848	研究所
	鹿沼の住宅・いけもりクリニック		—	鹿沼市下田町 1-871-1	住宅・診療所

〔注〕所在地のみ市町村合併後の名称に訂正

## 第4節 建築協定

建築協定制度は、建築物や敷地について住民の意向を反映した基準を定めることにより、地域の特性を活かした市街地環境の維持増進や良好なコミュニ

ティ形成を図る制度である。

栃木県では、昭和54年に鹿沼市坂田山団地に協定が発足したのを始めとして、期間満了により協定がすでに失効しているものも含め、現在までに12市町34地区で建築協定が結ばれている。

表12-2-12 建築協定実施状況一覧

市町名	地区名	認可者	認可年月日	自動更新規定の有無 (延長年、回数)	面積(m <sup>2</sup> )	用途地域	有効/失効	失効後の対応
鹿沼市	坂田山団地	知事	S54.11.12	有(10、設定無)	378,495.00	1低,1住	有効	—
野木町	野木ローズタウン第一	知事	S57.10.20	有(10、1回)	41,447.00	1住専,1住	失効	地区計画
野木町	野木ローズタウン第二	知事	S58. 1.21	有(10、1回)	76,059.00	1住専,1住	失効	地区計画
野木町	野木ローズタウン第三	知事	S59. 6. 7	有(10、1回)	64,634.00	1住専,1住	失効	地区計画
野木町	野木ローズタウン第四	知事	S61. 5.13	有(10、1回)	60,001.00	1住専,1住	失効	地区計画
佐野市	田沼工業団地	知事	S61. 8.25	有(10、設定無)	225,649.13	工業専用	有効	—
矢板市	第一期コリーナ矢板	知事	S62. 3.24	無	295,111.00	無指定	失効	廃止
鹿沼市	流通業務団地	知事	S63. 1.19	有(10、設定無)	469,058.00	準工	有効	—
矢板市	第二期コリーナ矢板	知事	S63. 2.25	無	86,723.00	無指定	失効	廃止
矢板市	第三期コリーナ矢板	知事	S63. 7. 8	無	109,282.00	無指定	失効	廃止
小山市	梁工業団地	小山市長	S63. 7.18	有(10、永久)	90,373.00	工業専用	有効	地区計画
矢板市	第四期コリーナ矢板	知事	S63.11.11	無	147,600.00	無指定	失効	廃止
野木町	野木ローズタウン第五	知事	H 1. 9. 5	有(10、1回)	45,473.00	1住専,1住	失効	地区計画
宇都宮市	ニュー富士見ローズタウン	宇都宮市長	H 1.12.20	有(10、1回)	87,851.00	無指定	失効	廃止
野木町	野木グリーンタウンNo.21	知事	H 4. 4.27	有(10、1回)	2,345.00	無指定	失効	廃止
さくら市	第一期フィオーレ喜連川	知事	H 4. 6.26	有(10、1回)	115,573.00	無指定	失効	地区計画
野木町	若草の街	知事	H 4. 9.17	有(10、1回)	2,018.00	1住	失効	廃止
小山市	上町大通り	小山市長	H 4.10. 5	無(無期限)	1,025.00	商業	有効	—
さくら市	第二期～第五期 フィオーレ喜連川	知事	H 4.10.30	有(10、1回)	469,447.00	無指定	失効	地区計画
小山市	中央町大通り	小山市長	H 5. 7.21	無(無期限)	1,116.00	商業	有効	—
小山市	流通工業団地	小山市長	H 5. 9. 9	有(10、永久)	74,945.00	工業専用	有効	—
矢板市	つつしが丘ニュータウンA地域	知事	H 5. 9.21	無(同意更新)	43,366.00	1住専,2住専	失効	地区計画
矢板市	つつしが丘ニュータウンB地域	知事	H 5. 9.21	無(同意更新)	40,095.00	1住専,2住専 無指定	失効	地区計画
矢板市	扇町バルクタウン	知事	H 5. 9.21	無(同意更新)	12,488.00	工業	失効	廃止
上三川町	ゆうきが丘団地	知事	H 5.12. 8	有(10、1回)	175,614.00	無指定	失効	地区計画
宇都宮市	USK戸祭第3グリーンヒル	宇都宮市長	H 6.11.28	無	44,911.00	無指定	失効	廃止
矢板市	ロビンシティ	知事	H 7. 8.18	有(10、1回)	89,442.00	無指定	失効	廃止
市貝町	ヒルタウンあすみ野	知事	H 8.10.15	有(10、設定無)	275,126.48	無指定	有効	—
高根沢町	情報の森とちぎ	知事	H 9.12. 9	有(10、設定無)	205,000.58	準工	有効	—
さくら市	びゅうフォレスト喜連川	知事	H11. 9.10	有(10、1回)	207,000.00	無指定	有効	—
那須烏山市	高峰パークタウン	知事	H12. 5.24	無(同意更新)	161,316.00	無指定	有効	—
高根沢町	フローラルアベニュー宝積寺	知事	H16. 5.14	有(10、設定無)	39,295.83	工業地域	有効	—
那須塩原市	東那須産業団地	那須塩原市長	H19.11. 6	有(10、1回)	271,874.00	無指定	有効	—
宇都宮市	さずなたうん宝木	宇都宮市長	H26. 3. 5	無	7,688.31	1低住専	有効	—

## 第3章 営繕

### 第1節 営繕行政

#### 1. 営繕について

「営繕」とは、「営」は建物を建て、「繕」は修繕する（メンテナンス）ことを意味し、建築物の新築、増築、修繕、模様替えのことを指している。時代の流れの中で言葉が包括する意味は変化してきているが、現在は、建築物に関する予算要求、計画、設計、積算、工事監理、維持管理に至る全てについて指し、「営繕」と称している。

建築課では、県有建築物（行政施設、文教施設、公営住宅、農畜産施設等）の整備を行っている。

#### 2. 営繕行政の変遷

平成3年、建築工事の大型化や工事件数の増大に伴い、宇都宮・栃木・大田原土木事務所に工事係を設置し、本庁建築課で執行してきた営繕業務の一部を県央、県南、県北の3ブロックに分けて所管することとなった。これに伴い、本庁建築課も事業・企画調査・工事・設備・営繕の5係と建築指導班に再編された。平成12年には、それまで企画調査係で行っていた各種基準類の整備、市町村指導、受託事業の調整と、営繕係で行っていた庁舎等の修繕業務を統合し、企画営繕担当として再編され、事業管理・企画営繕・工事・設備の4担当と建築指導班に見直された。

また、同年には、栃木県新庁舎建設のため、総務部内に県庁舎整備室が設置され、平成19年に新庁舎が完成するまで整備に当たった。

平成18年、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、これを受けて、平成19年、建築課において「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定した。平成21年には本庁建築課に新たに耐震推進担当を設置し、この計画の推進に当たった。

平成25年には、新営工事の減少、業務内容の多様化、技術職員の削減等に伴い、営繕工事執行の合理化を図るため、本庁建築課、宇都宮・栃木・大田原土木事務所の4か所での執行を、本庁1か所に集約する、大規模な機構改革を行った。

#### 3. 国の官庁営繕

昭和26年に官庁営繕法が制定された。この法律は、庁舎は国民の公共施設として、親しみやすく、便利でかつ安全なものでなければならないこと、また、庁舎は特に支障がない限り、合同化して建築しなければならないことなど、官庁施設整備の基本理念を示すとともに、建設省の権限と責任を明らかにしたものとなった。昭和31年には官庁営繕法が改正され、「官公庁施設の建設等に関する法律（以下、官公法）」と名称を改めた。この改正により、一団地の官公庁施設に関する規定が定められた。また、官庁営繕について建設大臣が所管する範囲が明確化され、他省庁が実施する官庁営繕の範囲が限定的に定められるなど、官庁営繕の一元的実施のための一歩を踏み出した。

平成3年、地価高騰を背景としたバブル経済が崩壊すると、景気は低迷し、時代の不透明感が広がった。その後、かつてない高齢化社会の到来を受けて、福祉を重視する時代へと移行してきた。また、本格的な高度情報化社会がますます進展する一方で、地球温暖化をはじめとする環境問題への意識の高揚とともに、地域や地球規模の環境保全という新たな観点が重視されるようになり、新築中心の時代から、適切に維持修繕、改修をしながら長く活用していく「ストックの有効活用」の時代を迎えることとなった。平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を基に「安全で安心できるまちづくり」の実現のための制度面での充実強化等が必要とされたことから、平成16年に、建築基準法の改正に併せ、官公法の一部改正が

行われ、国の建築物を定期的に点検し安全性に万全を期すものとされた。そして、平成22年5月には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立し、これまでの非木造化（不燃構造の促進）の考え方から大きく方針転換し、低層の公共建築物については積極的に木造化を図り、内装等については低層・高層に関わらず可能な限り木質化を図る考え方に転換することとなった。

このように、官庁営繕においては、国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、常に先導的な役割を果たす、という根幹的使命は変わらないが、一方、果たすべき役割は、時代の要請に対応して常に変化している。

#### 4. 定期点検制度

平成17年6月に施行された改正建築基準法では、近年の大規模地震等の災害の危険性が高まる中、建築物の安全性の確保及び既存建築物の有効活用を図り、「安全で安心できるまちづくり」を行うために、既存建築物に対する規制が大幅に改正された。この法改正により、国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有している建築物についても、一定の用途及び規模の建築物、昇降機以外の建築設備並びに昇降機の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検することが義務付けられた。背景には、現に国や都道府県等が所有している建築物は、建築後、相当期間が経過しているものが多く、また、不特定多数の者が利用する公共建築物であること、災害時の避難場所になることなどから、安全確保の徹底を図る必要があったためである。

具体的には、基本的に安全性に係る事項で劣化することにより法令若しくは条例に適合しなくなる恐れのある部分を目視、打診等の簡易な方法で点検を行うものであり、建築物に関しては、原則3年以内ごと、昇降機以外の建築設備、昇降機に関しては原則1年以内ごとに点検を行うこととしている。

建築課では、「定期点検業務実施取扱要領」に基づき、施設所管課より依頼を受け、点検を実施している。

また、平成20年3月、建築基準法施行規則の一部が改正され、定期点検における具体的な点検項目、点検方法及び判定基準が定められた。（平成20年国土交通省告示第282号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」）その中において、外装仕上げ材のタイル、石貼り及びモルタル等の劣化や損傷の状況について、竣工後、外壁改修後、若しくは全面打診実施後10年を経過してから最初の調査の際、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面打診により調査を実施することが義務付けられた。

建築課では、この改正を受け、タイル又はモルタルの剥離による災害の防止及び建築物の適正な維持保全を図ることを目的とし、平成25年度に外壁全面打診調査の長期計画を策定し、平成26年度より長期計画に即し本格的に全面打診調査を実施している。

#### 5. 技術協力制度

平成23年5月、「建築工事に係る一部業務依頼（以下、技術協力）」制度が運用開始となった。この制度は、「土木・建築工事受託実施取扱要領」に基づき実施されている「受託工事」などでは対応できない工事が近年増加傾向にあり、それに対応するため新設された。例えば、従来は建築物の管理者等が直接発注、検査等を行ってきた、機器のメンテナンス等についても、その金額規模の拡大、技術革新に伴う機器類の精密化による業務内容の複雑化などの理由により、専門的知識を持つ技術職員の関与が必要な状況となった。その他、特殊な構造の建物、機器類の改修であり、対応可能な業者が限定されるもの、工事金額が軽微であるが、工事監理、検査等に高度な技術を要するような工事についても、技術職員の関与が期待された。

このように、県有建築物を適正に維持管理し、既存ストックの長寿命化を図る上で、技術職の関与が欠かせないことから、これらの受け入れに関する検討がなされ、技術協力制度が始まることとなった。



## 第12編 建築

### 6. これからの営繕

県有建築物を取り巻く背景は、老朽化した既存ストックの膨大化、行政・利用者ニーズの多様化、施設整備費の減少、そして整備需要の増加に伴う施設整備投資の効率化など、様々な局面を迎えている。

県有建築物は、平成27年度末推計で、約6,200棟、総延床面積約273万㎡に上っている。築30年以上経過した建築物は5割を超え、10年後には7割を超える状況となっている。これらの老朽施設については、今後多大な改修・修繕が必要となるが、中には未利用施設や低利用施設があり、廃止や建替え、延命といった判断を含め、全庁的な視点による施設の有効活用が求められている。更にこれらの整備に加え、既存施設の耐震対策やアスベスト対策による安全・安心の確保、環境対策や省エネルギー対策による環境への配慮、バリアフリー対策による利便性の向上といった、行政や利用者ニーズの多様化にも対応した施設整備が求められている。

老朽化した既存ストックが膨大なこの時代において、新築・増改築・移転などの「新営工事」主体の整備から、既存施設の「改修・修繕工事」主体の整備に転換している。限られた財源の中で、計画的かつ効率的な改修・修繕を実施していくため、中長期的な視点で営繕をマネジメントしていく。

また、ダンピング受注や行き過ぎた価格競争、現場の担い手不足、若年入職者の減少、受発注者の負担増大など、施設の作り手側の問題も浮き彫りとなってきた。それを背景に、平成26年にはインフラの品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成を目的とし、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）」が改正された。この改正により、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定、計画的な工事発注、適切な工期設定、適切な設計変更など、発注者責務の明確化を行った。また、品確法と密接に関連する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、入契法）」、「建設業法」の改正も行われ、若手技術者の技術力向上と中長期的な担い手の確保・育成の促進が図られることとなった。

このように、社会状況の変化に伴う様々な課題がある中で、公共建築工事の品質を継続的に確保していくために、時代を的確に捉え、国と地方公共団体が一体となってこれらの新しい取り組みを行っていく必要があり、県においても積極的に新しい取り組みを導入していく。

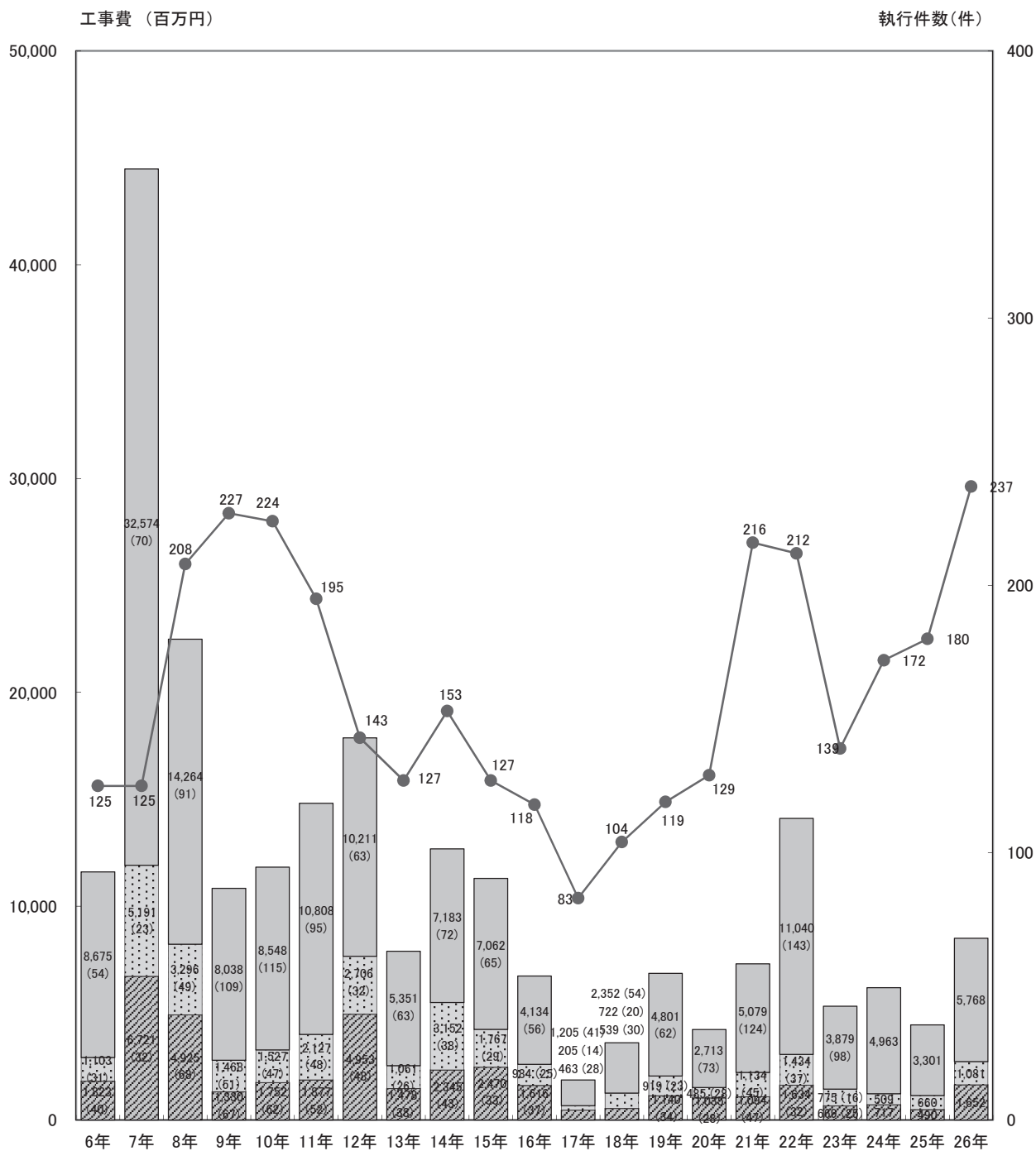


図 12—3—1 建築工事費の推移

## 第12編 建築

### 第2節 県庁舎の建替え

#### 1. 建替えの経緯

昭和13年に建設された旧県庁舎本館や旧第1別館などの県庁舎は、コンクリートの中性化や外壁の剥離をはじめ、諸設備の劣化が著しく、昭和60年度に実施した耐震診断等調査では、「約20年の余命」との診断結果であった。また、行政事務の増大により狭隘化が進み、県庁構内及び周辺の建物に分散して執務面積を確保している状態であることやOA化・バリアフリー化への対応など、県民サービスや業務効率の確保の観点から問題点が指摘されていた。

このように、県庁舎は老朽化や狭隘化、分散化などの様々な問題を抱えており、県民サービスの向上や効率的な事務の執行に支障をきたしている状況であったため、建て替えることとなった。

県庁舎のあり方の調査・検討については、平成元年から総務部管財課で実施していたが、平成4年、合同庁舎の建設が具体的になったことから、管財課に県庁舎整備担当が設置された。

平成12年に3月に「県庁舎整備計画」が庁議決定され、新県庁舎整備に本格着手することとなり、平成12年4月、総務部に県庁舎整備室が設置され、平成19年に新庁舎が完成するまで整備に当たった。

#### 2. 設計者の選定

平成11年10月、県庁舎建設工事に係る基本・実施設計について、公募型プロポーザル方式により最適な設計候補者の選定を行うこととなり、設計者選定に係る審査等を行うため、学識経験者5名と県職員4名の計9名で構成する「栃木県県庁舎設計選定委員会」が設置された。

第1回選定委員会（平成11年10月）では、評価基準等が決定され、その後、公告した結果14者からの参加表明があった。第2回選定委員会（平成11年11月）では、1次審査が行われ、参加表明のあった14者から技術提案書提出者として5

者を選定した。第3回委員会（平成12年2月）では、5者から提出された技術提案書により、2次審査が行われ、最適設計候補者として「株式会社日本設計」を選定し、平成12年3月に基本・実施設計業務委託が締結された。

#### 3. 新県庁舎整備の基本方針

新県庁舎整備にあたっては、次の3つを基本方針とした。

- ・県民が利用しやすく気軽に訪れることのできる庁舎
- ・県政の中核として高い機能性を持った庁舎
- ・環境に十分配慮した庁舎

#### 4. 新県庁舎の概要

##### 【規模・構造等】

- 建築面積 7,201.41㎡
- 延床面積 65,649.69㎡
- 階数 本館 地上15階、地下2階  
東館 地上5階、地下2階
- 高さ 本館 81.80m 東館 31.59m
- 規模 東西約60m、南北約68m
- 構造種別 本館・東館 S造（一部SRC造及びCFT造）

##### 【外部仕上げ】

- 屋根 アスファルト防水、押えコンクリート
- 外壁 タイル、花崗岩
- 建具 アルミ建具・ステンレス建具
- ガラス フロートガラス、高断熱複層ガラス

##### 【内部仕上げ】

- 県民ロビー 床 : 花崗岩  
壁 : 花崗岩、大谷石  
天井 : アルミパンチングメタル塗装
- 執務室 床 : タイルカーペット  
壁 : 石膏ボードEP塗り  
天井 : 岩綿吸音板
- 廊下 床 : 長尺シート  
壁 : スチールパネル  
天井 : 岩綿吸音板

## 【全体構成】

県庁舎は、執務室などの県行政機能の中核である室を中心とした本館と福利厚生部門や講堂などの室を中心とした東館で構成されている。

本館は、1階から5階にかけての吹き抜けや10階以上の建物中央部に光庭を設けている。また、1階・2階に県政展示コーナーなど県民サービス機能を集約して配置し、3階から14階の南北に執務スペース、階高が高い6階から9階には防災関係諸室や大会議室、最上階の15階には、共用会議室と展望ロビーを配置した。

東館は、1階に金融機関、2階・3階に食堂や売店などの福利厚生諸室、4階・5階には、吹き抜けの大きな空間を持つ講堂とホワイエを配置した。



図12-3-1 県庁 外観



図12-3-2 本館1階 県民ロビー

## 5. 議会議事堂の概要

## 【規模・構造等】

- 建築面積 2,763.68㎡
- 延床面積 12,226.82㎡
- 階数 地上6階、地下2階
- 高さ 37.20m
- 規模 東西約40m、南北約71m
- 構造種別 SRC造（一部S造及びCFT造）

## 【外部仕上げ】

- 屋根 アスファルト防水、押えコンクリート、植栽、ステンレス葺き
- 外壁 花崗岩、アルミカットパネル
- 建具 アルミ建具・ステンレス建具
- ガラス フロートガラス、高断熱複層ガラス

## 【内部仕上げ】

- エントランス 床：花崗岩  
壁：花崗岩、木  
天井：アルミパネル
- 議場 床：絨毯  
壁：大谷石、木、強化ガラス  
天井：岩綿吸音板、石膏ボード、スチールパンチングメタル塗装

## 【全体構成】

議会議事堂は、県庁舎本館との隣棟間隔を考慮したコの字型の平面構成、街並みを配慮した外周部の高さを抑制した断面構成としている。

1階・2階に県民の利用が多い県民サロンや展示コーナー、3階・4階に議員が利用する控室や委員会室、5階・6階の中央部に高さの必要とする議場を配置するなど、機能を明確に分離するとともに、1階から6階まで一体となった2箇所の吹き抜けや建物全体を見渡せるエントランスなど、明るく見通しのよい明るい空間を確保している。



図12-3-3 議会議事堂 1階エントランス



図12-3-4 議会議事堂 議場

## 6. 県産品・県産材の使用

県庁舎の整備にあたっては、県産品・県産材の特性を活かした内外装材、外構部材、装飾などを、それぞれにふさわしい箇所に効果的に活用した。

表12-3-1 使用県産品・県産材一覧

品名	使用箇所
大谷石	本館1階県民ロビー壁 議会議事堂5階議場壁 ほか
芦野石	本館1階水盤
益子焼	本館15階展望ロビー壁 議会議事堂5階議場ロビー壁 ほか
小砂焼	本館15階展望ロビー壁
フレスコ画	本館3階ロビー吹抜け天井
天明鋳物	本館6階大会議室建具 議会議事堂5階議場建具 ほか
烏山和紙	本館9階応接室壁 ほか

雲井織	議会議事堂5階議長室壁 ほか
藍染	議会議事堂5階副議長室壁 ほか
並木杉	本館1階県民ロビー壁ルーバー
鹿沼組子	本館9階廊下壁 ほか
日光彫	議会議事堂5階議長室壁
県産木材	本館15階展望ロビー壁 ほか

## 7. 旧本館の移築（曳家）・保存

旧県庁舎本館は、昭和13年から平成15年までの65年にわたって、本県の行政のシンボルとして、また本県を代表する近代建築物として、県民に親しまれてきた。

設計者は、我が国の近代建築史上重要な位置を占める旧国分寺町（現下野市）出身の工学博士佐藤功一であり、本建物は佐藤氏の代表的な建築作品であった。

県では、このような文化的価値を重んじるとともに、保存を求める多くの県民の声にこたえ、旧本館の南側正面部分を移築した。

旧本館は、当初県勢資料館として、本県の歴史や文化を紹介し、後世に伝えていく施設とし、文書館との一体的な利用を図ることとしたが、平成17年、用途の見直しを行い、保存・展示機能とともに、市町村や公益的団体等が幅広い情報を発信できる施設とした。

移築（曳家）工事は、平成15年10月から平成17年5月にかけて行った。

まず、旧本館のうち、南側正面中央部分を切り離し、移築部分以外の両脇を解体した。

次に、移動ルート上に長さ10mの鋼材770本を路盤に打ち込んだ頑丈な移動用構台を設置し、4回の工程（①45度回転、②34m移動、③45度回転、④27m移動）に分け、1秒間に1mmというゆっくりとした早さで総重量6,000tの旧本館を慎重に敷地南東部に移動した。

最後に、両側の1スパン部分の躯体及び車寄せ部の復元工事及び屋根や外壁、基礎（免震）等の改修工事を行った。

## 第3節 主要な県有建築物の建設

## 1. 旧青木周蔵別邸復元工事



図 12-3-5 旧青木周蔵別邸

- 着工 平成 9年3月
- 竣工 平成 10年1月
- 構造 木造
- 面積 延べ面積 484 m<sup>2</sup>
- 階数 地上2階建

青木周蔵別邸は、明治21（1888）年に建築され、当時は中央の2階部分だけだったが、その後増築を重ね明治2（1909）年に現在の形となり、地域の人に「青木邸」と呼ばれ親しまれてきた。

設計者は松ヶ崎萬長で、岩倉使節団とともに留学生としてドイツに渡り、建築を学んだ日本建築学会の創始者の一人でもある。

この青木周蔵別邸は、我が国に残る松ヶ崎唯一の作品で、軸組や小屋組に洋式の工法を採用し外壁に鱗状のセメント系スレートを用いるなどの特徴を持つ貴重な建物である。

## 2. 日光田母沢御用邸記念公園 本邸復元工事



図 12-3-6 日光田母沢御用邸記念公園 本邸

- 着工 平成 10年10月
- 竣工 平成 12年 6月
- 構造 木造
- 面積 延べ面積 4,471 m<sup>2</sup>
- 階数 平屋建一部3階建

日光田母沢御用邸は、明治32年に皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）の夏の静養先として造営された。天皇即位後の大正7年から9年にかけて謁見所や表御食堂等の公的部分が増築され、ほぼ現在の形となった。

本邸は、江戸期（元紀州徳川家江戸屋敷・3階建移築部分）明治期（造営当初）大正期の三代にわたり建てられた建物で構成され、我が国で旧御用邸として現存する唯一の建築物であると共に、最大規模級の木造建築物である。

建築史上極めて貴重な近代和風宮廷建築物である本邸を大正9年当時の姿に修復・復元し、広く県民がこれらの資産に触れ、教養を高めることのできる余暇活動の拠点の創出等を目的として整備された。

## 第12編 建築

### 3. とちぎ福祉プラザ新築工事



図 12-3-7 とちぎ福祉プラザ

- 着工 平成10年12月
- 竣工 平成12年9月
- 構造 RC・SRC・S造
- 面積 延べ面積 9,392 m<sup>2</sup>
- 階数 地上4階建一部地下1階

とちぎ福祉プラザは、ノーマライゼーションの思想を基本理念としてバリアフリー化の実現を図り、県民の福祉活動や分化活動の拠点のモデル施設として整備した。

本施設は、稼働客席のある多目的ホールや福祉研究室、30を超える福祉活動に関する団体が入居する執務スペースなど、障害者を含め多くの人々が訪れる施設として、利用者にわかり易い平面及び動線計画とした。

専用の白杖の微弱振動と音声案内により、目的方向に安心して歩ける視覚障害者誘導システムや火災時に火災情報を文字で知らせる電光表示板システム・緊急連絡用モニターやフットスイッチを設置したエレベーターなど、様々な障害者に対応する数多くのシステム等を積極的に導入し、ひとにやさしいモデル施設にふさわしい建築物となっている。

### 4. なかがわ水遊園 おもしろ魚館新築工事



図 12-3-8 なかがわ水遊園 おもしろ魚館

- 着工 平成11年12月
- 竣工 平成13年5月
- 構造 鉄筋コンクリート造
- 面積 延べ面積 5,931 m<sup>2</sup>
- 階数 地上2階建

水をテーマにした公園「なかがわ水遊園」の中心施設として、「見て、触れて、楽しい体験をしながら学ぶことができる施設」を基本コンセプトとし、水に浮かぶ水族館として建設した。

この施設は、公園から隣接する那珂川の堤防へのアプローチが施設の中心を貫く自由通路となり、これを挟んで展示ゾーンとふれあいゾーンからなっている。

また、ガラスを多用することにより、自然のなかで魚を見せることができ、ガラスと大池の水、さらに外観のもつイメージと相まって、従来の閉ざされたものと異なり、新しいタイプの水族館として整備した。

## 5. 産業技術センター新築工事



図 12-3-9 産業技術センター

- 着工 平成12年12月
- 竣工 平成14年12月
- 構造 鉄筋コンクリート造
- 面積 延べ面積 18,086 m<sup>2</sup>
- 階数 地上3階建地下1階

本施設は、宇都宮テクノポリスセンター地区内に、県内企業の技術高度化に対する技術面での支援的役割を担う「産業技術センター」と企業間交流、人材育成等の産業支援サービスを担う「とちぎ産業交流センター」とを一体的に整備し、連携の強化と相互機能を生かす本県産業の高度化の総合支援拠点施設『とちぎ産業創造プラザ』として整備された。

建物はエントランスホールを中心に、研究棟、実験棟、多目的ホール棟を配し、技術者の連携、設備機器の効率的利用、共用室の有効利用等に配慮するとともに、併設する「とちぎ産業交流センター」との相互利用を可能なものとしている。

## 6. 中禅寺湖畔ボートハウス新築工事



図 12-3-10 中禅寺湖畔ボートハウス

- 着工 平成13年11月
- 竣工 平成14年9月
- 構造 木造
- 面積 延べ面積 497 m<sup>2</sup>
- 階数 地上2階建

この施設は、中禅寺湖を周回する歩道の付帯施設として整備した。歩道を利用する人々への便益機能を提供するだけでなく、デッキから望む湖の雄大な眺望を楽しむこともできる。

この地には以前、レストランとしても親しまれたボートハウスがあった。しかし、その歴史は、戦後の米軍将校のレクリエーション施設として県が建設したボートハウスが始まりだった。旧ボートハウス建設当時の姿の復元を主眼におきながら、標高約1,260メートルの水辺に佇むという、過酷な自然条件に耐える建物として整備した。柱は樹齢100年を超えるヒノキの磨き丸太、梁は杉丸太の組み合わせ工法により、自然の豪快さが感じられる。



7. 栃木県立のぞわ養護学校新築工事

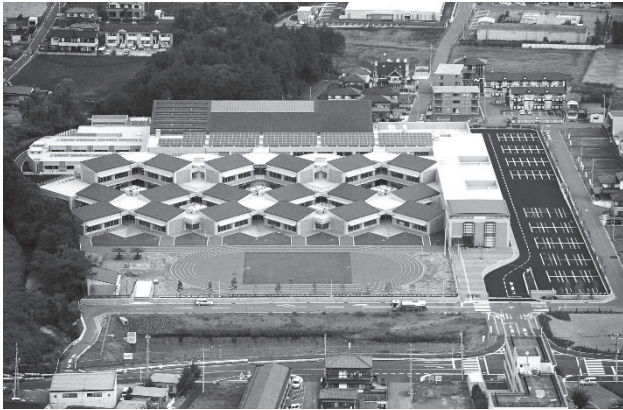


図12-3-11 栃木県立のぞわ養護学校

- 着工 平成14年10月
- 竣工 平成16年2月
- 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- 面積 延べ面積 15,454 m<sup>2</sup>
- 階数 地上2階建

本施設は、児童生徒一人ひとりの多様なニーズに応え、社会的適応力を高められる新しい時代にふさわしい機能を有する養護学校として計画された。

配置計画においては普通教室4室を1ユニットとし、内外のパブリックスペースを挟みL型配置とすることで教室相互から直接利用できる中庭を創り、子供たちに四季の移ろいを感じることができる空間を提供していく。

8. 宇都宮工業高校新校新築工事

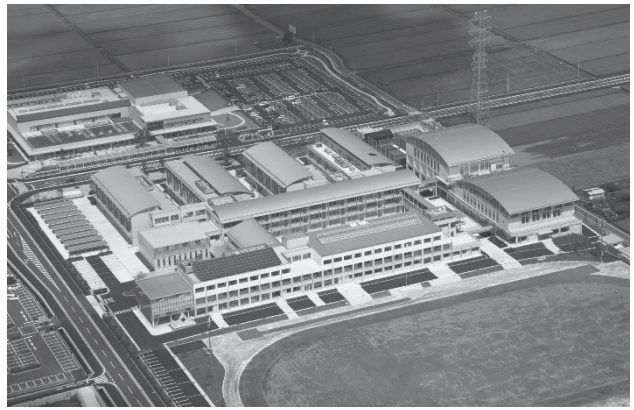


図12-3-12 宇都宮工業高校新校

- 着工 平成21年10月
- 竣工 平成23年2月
- 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- 面積 延べ面積 27,327 m<sup>2</sup>
- 階数 地上3階建

本事業は宇都宮工業高校の建替え事業で、地域社会の拠点として街に開かれた学校、生徒、教職員等利用者同士の自然な交流が生まれる学校、安全性、機能性が高く、管理しやすい学校、宇都宮工業高校の歴史と伝統を継承し、人と環境に優しい学校とすることをコンセプトに施設計画を行った。

駅からの利用者、隣接する市立図書館との連携を考慮し、敷地北側に教室群を配置し南側をグラウンドとし、階段型の大講義室、体育館などの地域開放可能な空間の創出や、トップライト、吹き抜けにより自然採光と通風を取り入れる計画とした。デザインにおいては、コンクリート打ち放し（一部塗装）+ガラス、鉄でテクノロジーを表現したほか、教材としての建物の利用として一部の天井や壁をなくし配管を露出させるなどの工夫をした。

## 第4節 県有建築物の保全・長寿命化

### 1. 保全・長寿命化の必要性

これまでの施設整備の考え方は、建物の機能が低下したら、壊して建て替える「スクラップ・アンド・ビルド」が主であり、県有建築物の使用期間（竣工から解体までの年数）の平均が現在約32年であることから、高度経済成長期に建設された多くの県有建築物の老朽化が加速的に進行していく。

今後、それらの建築物の建替えや大規模改修工事の時期を一気に迎え、財政負担が増大することが予想されることから、県有建築物については、限られた財源の中で、時代の要請に応え施設の機能改善を適切に図りながら、効率的に保全業務を行い、基本性能や快適性を維持しつつ、長く使い続けることが必要になってくる。

### 2. 推進体制

建築課においては従前より質の向上などを目指し建設を行ってきたが、建設後の保全については、前述のとおりの問題が認識されていた。

これらの課題を受け、平成14年度に、建築課が主宰となり既存県有施設の適切な維持保全と計画的な修繕等を目的とした建築物総合保全（ストックマネージメント）の推進を図るために「建築物総合保全事業庁内検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、建築物の保全に係る各種政策の検討、関係各課との情報共有や協議を行ってきた。

平成23年3月には、従前より管財課財産活用推進室で検討を行ってきた県有資産の有効的な利活用の推進を目標とし、経営的な視点で資産を総合的に企画、管理、活用する「ファシリティマネジメント」（企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動、以下「FM」という。）の考え方を取り入れた「栃木県県有財産の総合的な利活用に関する指針」（以下「指針」という。）を策定され、平成23年6月に指針に基づく各種取組の円滑な推進を図るため、全庁的かつ長期的な視点で調整等を行う「県有財産総合利活用推進

会議」（以下「推進会議」という。）が設置された。これにより、検討会議については発展的解消となった。

推進会議には、各部局の連絡・調整をする機関として連絡会議、具体的調査・検討機関として、次の3つの部会が設置された。

#### ①最適化部会

未利用県有財産の売却・貸付、県有施設の効率的な利用及びファシリティコストの縮減等に関すること

#### ②施設保全部会

県有施設の保全・長寿命化の推進等に関すること

#### ③見える化部会

施設基本情報、維持管理情報及び保全情報等の共有化等に関すること

平成26年7月には、国が決定した「インフラ長寿命化基本計画」及び総務省からの「公共施設等総合管理計画」の策定要請を受け、その検討機関として、総合管理計画部会が設置された。

また、平成28年3月には、指針をこれまで5年間の取組の評価や県有財産の現況及び将来の見通し等を踏まえ、内容を見直すとともに、名称を「栃木県県有財産総合利活用推進計画」（以下「推進計画」という。）に改め、「公共施設等総合管理計画」に基づく県有建築物に係る個別施設計画に位置づけた。

推進計画においても、指針に引き続き、推進会議により、部局間の調整や各取組の進行管理を行うこととなった。

なお、見える化部会については、県有施設情報を一元管理する「県有施設最適化システム」の開発及び導入に一定の目途がついたことから、平成28年度末をもって、廃止となる予定である。

### 3. これまでの取組

建築課は施設保全部会を主宰し、技術的観点から保全・長寿命化の推進に向けた各種取組の検討を進めてきた。

## 第12編 建築

平成25年には、保全・長寿命化の具体的取組方策として位置づけられる「県有建築物長寿命化方針(骨子)」(以下「方針(骨子)」)を作成し、長期的な視点で維持・修繕・改修を計画的に進め、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、長期にわたり良好な状態で県有建築物を使用するための基本的な事項等を示した。

また、平成26年10月には、施設管理者が建築物の日常管理を適切に行うための指標として、建築物の基礎知識、点検方法、一般的なトラブル時の対応及び施設管理に係る法令等について、維持管理に係る業務初任者向けにポイントを分かりやすくまとめた「栃木県県有建築物日常管理マニュアル」を作成した。

さらに、平成28年3月には、方針(骨子)及び推進計画に基づき、保全・長寿命化を計画的に推進するための具体的取組方策として、「栃木県県有建築物長寿命化実施方針」(以下「実施方針」という。)を策定した。

## 4. 今後

今後は、実施方針に基づき、長期修繕計画等の作成手法、予防保全工事の優先順位の付与方法及び工事執行にかかる具体的業務フロー等を検討し、計画的な予防保全工事を実施していくための具体的手法を確立していくが必要になってくる。

建築課としては、引き続き、各種取組への参画、施設の維持管理のサポート等を行い、保全・長寿命化の推進に向け、技術的立場としての役割を担っていく。

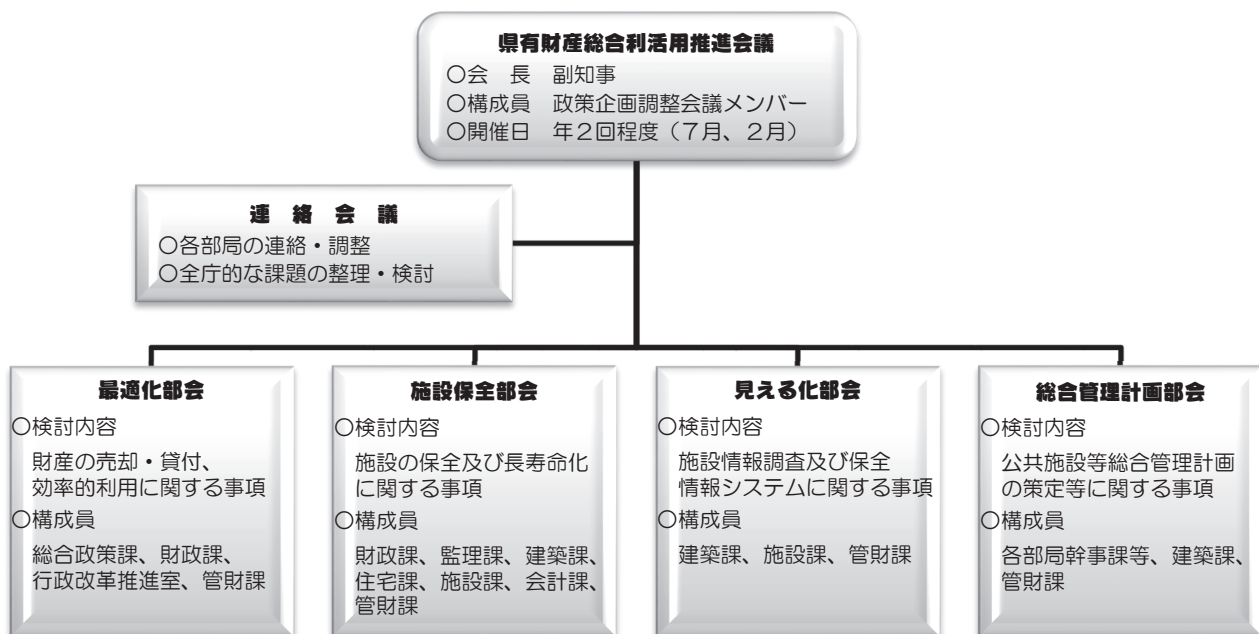


図12-3-13 県有財産総合利活用指針等の推進体制

## 第5節 県有建築物の耐震化

### 1. 栃木県建築物耐震改修促進計画の策定

平成7年1月17日阪神・淡路大地震の発生を契機に平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以降、「耐震改修促進法」）が施行された。

平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月福岡県西方沖地震等、大規模な地震が頻発し、東海・東南海・南海地震や首都直下型地震等の発生が切迫性が指摘され、平成18年1月26日に改正「耐震改修促進法」が施行された。

この改正に基づき、平成19年1月に「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し、栃木県内の建築物の耐震化を促進するための考え方や、耐震化への数値目標を示した。（表12-3-2）

表12-3-2 県有建築物の耐震化率の目標

種別	現状（H18年度）	目標（H27年度）
防災上重要な建築物	62%	90%

### 2. 県有建築物の耐震化の推進

#### (1) 耐震診断

県有建築物の早期耐震化を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断未実施であった463棟について、H20年に230件、H21年度に233件の耐震診断を実施した。診断の結果、耐震性が不足している建築物について、建物の重要度、耐震指標の数値、利用状況等を考慮し優先順位を定め、計画的に耐震改修を実施することとした。

#### (2) 耐震改修（設計・工事）

H21年度からは、改修時期を前倒しして耐震改修工事に着手するとともに、屋上防水や外壁改修工事等の長寿命化工事を併せて実施した。

こうした取組みの結果、耐震化率は平成27年には97.8%となり、耐震改修促進計画（第1期）の目標の90%を達成することができた。（図12-3-14）

今後は耐震改修促進計画（第2期）で設定した新たな目標100%の達成を目指し、引き続き耐震化に取り組む。

表12-3-3 耐震化の優先順位

項目		グループ	用途	規模	目標 Is
特定建築物	災害対策拠点機能等の確保を図る上で優先的に耐震化すべき建築物	I (非常に高い)	庁舎	階数3以上	0.75
			病院	かつ	0.75
			学校	1,000㎡以上	0.7
			警察署		0.75
			体育館	階数1以上 かつ 1,000㎡以上	0.75
特定建築物	震災時における被害防止の観点から耐震化すべき建築物	II (高い)	特別支援学校等	階数2以上 かつ 1,000㎡以上	0.7
			美術館・博物館	階数3以上	0.75
			県営住宅等	かつ 1,000㎡以上	0.75
特定建築	優先的に耐震化すべき建築物	III-1	グループIの用途の建築物	階数2以上 又は	0.75
	耐震化すべき建築物	III-2	グループIIの用途の建築物	200㎡以上	0.6又は0.75

## 第12編 建築

### 3. 非構造部材の耐震化の推進

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、県内でも震度6強の揺れがあり、県有建築物は倒壊こそなかったものの、天井や照明器具等の落下被害が数多く発生した。

また、平成26年4月1日には天井脱落対策に係る建築基準法施行令の改正が施行され、天井高さ6m超かつ水平投影面積200㎡超の特定天井について技術基準告示が示された。

そこで、平成26年度に県有建築物の特定天井30箇所について調査を行い、平成32年までに計画的に改修することとした。

### 4. これからの耐震

防災上重要な県有建築物について、平成19年1月に策定した「栃木県建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化工事を実施した結果、耐震化率は97.8%（H28.3現在）になった。（県立学校は100%）なお、耐震化されていない建築物は、建替えの計画がある建築物や除去予定の建築物等である。

首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることから、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断が義務化されるなど、耐震化を促進する取組みが一層強化された。

こうしたことから、引き続き、住宅・建築物の耐震化を促進し、県民の安全・安心を確保するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする、「栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）」を策定した。

今後、計画に基づき、防災上重要な建築物について引き続き、建替えや耐震補強を行い、除去予定等の建築物を除いて、平成32年度末の耐震化率100%をめざす他、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井（特定天井）の脱落防止対策に取組み、県有建築物の安全性を確保する。

また、特定行政庁と連携して、新しい基準や脱落の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善を指導する。

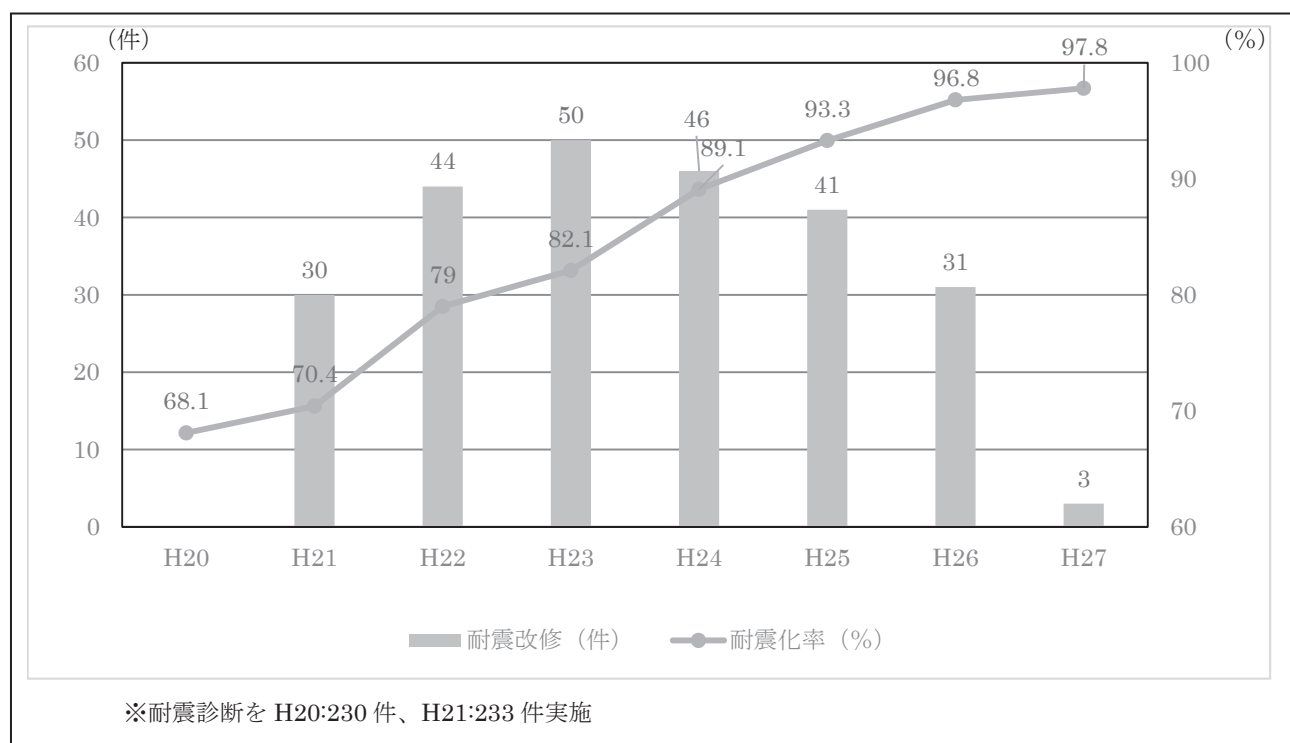


図12—3—14 防災上重要な県有建築物の耐震化

## 第6節 栃木県公共建築連絡協議会

## 1. 協議会の変遷

栃木県公共建築連絡協議会は、営繕行政の円滑な執行及び公共建築の質の向上に資すると共に、会員相互の連絡協調を図ることを目的とし、昭和61年に設立された。(発足当時の名称は「栃木県営繕行政連絡会議」であったが、平成6年に現在の名称に変更された)

協議会においては、積算単価の作成、各種基準・要領等の整備、先進事例の紹介、研修会の開催、施設見学、課題の協議、情報の交換、機関紙の発行等多岐にわたり、活発な活動が展開されてきた。一方、公共工事を取り巻く環境は厳しさを増しており、建設コストの縮減や高齢社会、環境問題への対応、積算基準等の公表など解決しなければならない課題も多く、協議会活動への期待も一段と高まりを見せている。そのような状況において、新たな課題に迅速に対応するためには、会員間の情報・意見の交換をきめ細かく行うことが益々重要になってきており、加えて、地域特有の課題に適切に対応することが求められた。

そこで、平成8年には、全市町村の協議会担当者による意見交換を行うため、県内を3ブロック(県央・県南・県北)に分け、初の地区別座談会を実施した。座談会では、公共建築物の耐震性の確保や工事監理記録に関する調査について討議したほか、諸経費や消費税に関する質疑等、活発な意見交換が行われ、今後も継続して開催を願う意見が多く聞かれた。それを受け、平成10年には「地区会議」と名称を変更し、平成25年の建築課大規模組織改編による営繕工事執行の本庁集約に伴う地区会議の廃止に至るまで、活発な情報交換が行われた。

昭和61年設立当初、県及び市町村の営繕担当課で組織された団体であったが、平成10年度の協議会総会において、財団法人栃木県建設技術センター(現公益財団法人とちぎ建設技術センター)と共同して事業を行うことが決定された。その後、平成12年に栃木県住宅供給公社、平成16年に自治医科大学、平

成26年に社会福祉法人とちぎ健康福祉協会が新規加入し、現在は国及び県、25市町、4協力団体で構成している。

## 2. 協議会の活動状況

年1回行われる全体会議や必要に応じて開催される部会、そして研修会や施設見学等、様々な活動が行われてきたが、協議会を通しての主な活動内容は表12-3-4のとおりである。

表12-3-4 協議会の活動状況

年 度	主 な 活 動 内 容
平成9年度 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・研修会の開催(講演、現地視察)</li> <li>・講習会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行 (第5号・第6号)</li> </ul>
平成10年度 (1998)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地区座談会改め地区会議 発足</li> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催(県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催(講演、現地視察)</li> <li>・講習会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行 (第7号)</li> </ul>
平成11年度 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催(県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催(講演、現地視察)</li> <li>・講習会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行 (第8号)</li> </ul>
平成12年度 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆栃木県住宅供給公社 新規加入</li> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催(県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催(講演、現地視察)</li> <li>・講習会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行</li> </ul>

第12編 建築

	(第9号)		北)
平成13年度 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (講演、工場見学)</li> <li>・講習会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の開催 (講演)</li> <li>・現場見学会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2006」発行</li> </ul>
	(第10号)	平成19年度 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2007」発行</li> </ul>
平成14年度 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (講演、現地視察)</li> <li>・講習会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2008」発行</li> </ul>
	(第11号)	平成20年度 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2008」発行</li> </ul>
平成15年度 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (講演)</li> <li>・講習会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2009」発行</li> </ul>
	(第12号)	平成21年度 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2009」発行</li> </ul>
平成16年度 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治医科大学 新規加入</li> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (講演、現地視察)</li> <li>・講習会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2010」発行</li> </ul>
	(第13号)	平成22年度 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2010」発行</li> </ul>
平成17年度 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (講演、現地視察)</li> <li>・現場見学会の開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ」発行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2011」発行</li> </ul>
	(第14号)	平成23年度 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (現地視察)</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2011」発行</li> </ul>
平成18年度 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (講演)</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2012」発行</li> </ul>
		平成24年度 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・地区会議開催 (県央・県南・県北)</li> <li>・研修会の開催 (講演)</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2012」発行</li> </ul>

<p>平成25年度 (2013)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・研修会の開催（講演、現地視察）</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2013」発行</li> </ul>	<p>平成27年度 (2015)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議開催</li> <li>・研修会の開催（現地視察）</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2015」発行</li> </ul>
<p>平成26年度 (2014)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 新規加入</li> <li>・全体会議開催</li> <li>・研修会の開催（現地視察）</li> <li>・公共建築パネル展開催</li> <li>・機関誌「公建とちぎ2014」発行</li> </ul>		



図12-3-15 現場研修会の様子



図12-3-16 公共建築パネル展の様子